神崎町第4次総合計画

一みんなで創る こうざきプランー

基本計画



第3部の見方について-

第3部では、第2部基本構想の第3章「基本施策の展開方向(施策の大綱)」に示した施策の体系に基づき、31の施策分野ごとに施策の展開方向を示しています。基本計画は、第1部序論の第1章に示すとおり、前期5年間、後期5年間の計画期間となっていますが、本基本計画は前期基本計画として、平成23年度を初年度に、平成27年度を目標年度とします。

31の分野に区分された各施策ごと、「現状と課題」、「主要な施策」、「主要な事業」、「みんなで目指そう値」の4項目で構成し、今後5年間に取り組む施策の展開方向を明らかにしています。各項目の記述内容は次のとおりです。

「現状と課題」

当該施策分野をめぐる最近における町内外の動向や町として取り組んできた施 策の実施状況等を簡潔に記述し、現在において取り残されている主要な課題等を 明らかにしています。

「主要な施策」

前項の「現状と課題」を踏まえ、今後5年間にわたって具体的に取り組んでいくべき主要な施策テーマを選定し、各施策テーマごと、実施する施策の概要を明らかにしています。

「主要な事業」

前項に掲げた「主要な施策」を推進するために、実際に実施する主要な事業の 事業名と事業概要を示しています。これにより、施策の内容を、より具体的に明 らかにします。

「みんなで目指そう値」

前項までに掲げた「主要な施策」や「主要な事業」を実施することで、その実績や成果を5年間にわたって、わかりやすく評価できるよう適切な成果指標を選定し、現状値(平成21年度実績値)を基準に、5年後(平成27年度)までに達成を目指す成果指標値を設定しています。

この目標値は、行政だけで目指すものでなく、町民との協働で達成を目指していくべきものと考えられることから「みんなで目指そう値」と呼称します。





町の活力を生み出す 健康産業づくり

1. 農業の振興

現状と課題

農業は、食料を安定的に供給することや、国土の保全等、国民の生活に 直結する重要な役割を担っています。しかし、国内の食料自給率は大幅に 低下しているほか、農産物の輸入自由化による国内農産物の生産価格が低 迷するなど生産者を取り巻く環境はたいへん厳しいものがあり、加えて農 業従事者の減少・高齢化、耕作放棄地の増大などによる生産構造の危機的 な状況が深刻化してきています。

本町も同様に農業従事者の減少・高齢化や耕作放棄地の増大が懸念され ているところであり、担い手農家を確保・育成し、産業として経営の安定 が図られるよう支援する必要があります。

また、平成21年3月より二つの酒蔵が中心となって始まった「発酵の 里こうざき 酒蔵まつり | を盛り上げ、まちの活性化を図るため、町内の 酒蔵で使われる地元産米をさらに増やしていく必要があります。

本町のこれまでの農業は、稲作を中心とした土地利用型農業で、ほ場整 備等の農地の基盤整備がほぼ完了し、現在、農地の1/3以上は、町内の6 つの営農組合により耕作されており、特にブロックローテーションによる 水稲・麦・大豆の2年3作型農業は、水田農業においては県内でも先進的 な取り組みとなっています。

さらに農地の流動化により認定農家をはじめ営農組合等への農地の集積 を図り、規模拡大による経営安定を支援しています。

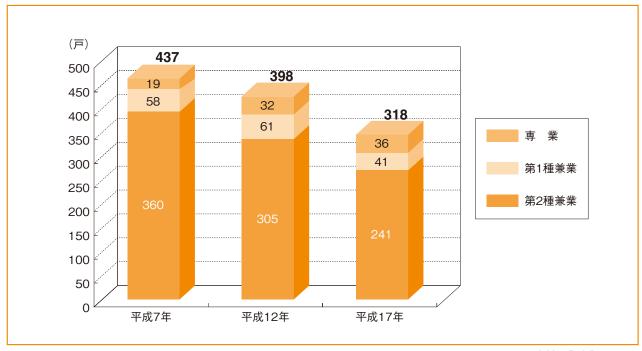
今後は、土地利用型農業における生産コストの低減や付加価値 のついた農産物の生産、環境と調和した環境に優しい農業の振興 に努めるとともに、消費者ニーズ等を重視した安全安心な農作物

45

を供給する農業を推進していく必要があります。

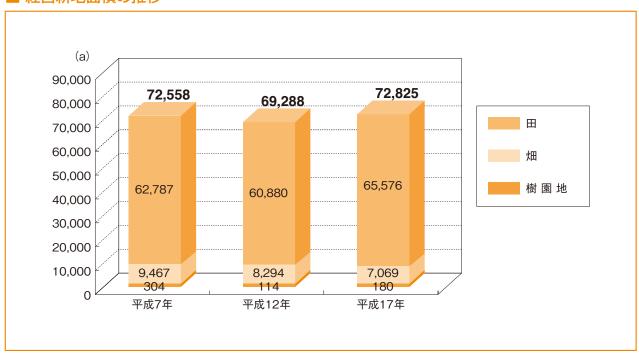
さらに、農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、 集落や地域ぐるみでの共同活動を支援する必要があります。

■農家数の推移



資料:農林業センサス

■ 経営耕地面積の推移



資料:農林業センサス



(1)担い手の育成・確保と農用地の利用集積

- ①集落・地域の話し合い活動を通じて、担い手の明確化を図ると ともに農地の利用権設定や農作業受委託を促進し、経営の安定 化を進めます。
- ②地域農業の維持・発展のため、集落や地域を基礎として、兼 業農家・高齢農家などをはじめ、多様な構成員からなる集落営 農の組織化を推進します。
- ③農業経営への女性の参画促進を支援し、担い手としての女性農業者の育成に努めます。

(2) 生産調整 (戸別所得補償制度) への対応の推進

- ①水稲・麦・大豆の組み合わせによる効率的作付体系を推進する とともに、より付加価値の高い作物の導入を進めます。
- ②作付地の団地化及びブロックローテーションを進め、低コストで高品質な農作物の生産を進めます。
- ③認定農家及び営農組合間の連携により、戸別所得補償制度への加入促進を進めます。
- ④一般農家に対して戸別所得補償制度の加入を推進するため、町内 の酒蔵より要望のある加工用米(酒造用かけ米)を推進します。

(3) 環境に優しい農業の推進と安全安心の農産品づくり

- ①稲ワラを焼かない環境に優しい農業を推進し、消費者ニーズの 多様化や安全安心指向に対応した農産品づくりを目指し、無農 薬・低農薬及び不耕起栽培なども含めた高品質、高付加価値農 産品の生産を推奨し、神崎産のブランド化を促進します。
- ②農地・水・環境保全向上対策事業を推進し、農業が本来有する 自然循環機能の維持・増進による地域の環境保全に向けた取り 組みを支援します。
- ③安全安心な農作物の生産を支援するとともに、農産物を販売する直売所(朝市・夕市・道の駅)の整備を推進します。

(4) 畜産の振興

- ①酪農については、生乳の需要動向に応じた生産体制により牛群 資質の改善と飼料供給技術の改善により、個体能力及び乳質の 向上を図るとともに、飼料自給率の向上により、生産コストの 低減を図ります。また、資源循環型農業の取り組みとして耕種 農家との連携を推進します。
- ②養鶏については、今後とも需要動向に即応できる計画生産体制 を堅持し、飼養技術の向上により、低コストの生産安定化を図 ります。また、酪農同様、資源循環型農業の取り組みとして耕 種農家との連携を推進します。
- ③畜舎の定期的な消毒を支援することにより家畜衛生向上に努めます。また、口蹄疫、BSE、鳥インフルエンザなどの法定伝染病対策の防疫体制について、家畜保健衛生所及び近隣市町と連携を図って取り組みます。

(5) 園芸の振興

- ①露地野菜については、作業機械の共同利用や省力機械の導入を 図るとともに、生産技術の改善並びに合理的な輪作体系の確立、 土づくり・病害虫防除の徹底により、収量、品質の向上を図り、 需要動向に対応した産地出荷体制を推進します。
- ②施設園芸については、施設の有効利用、病害虫防除の徹底、新技術の導入、栽培管理の高位平準化を推進し、施設の規模拡大、 労働力の確保対策を推進します。

(6) 体験農業・観光農業等の推進及び新規就農者の支援

- ①新規就農者の支援として、町内の空き農家住宅の斡旋や情報提供を行い、資金・設備等必要な支援策については、千葉県の認定制度の紹介及び研修会等の体制の整備に努めます。
- ②「発酵の里」をキーワードとして味噌づくり教室・体験農業や市民農園・農産品オーナー制度を推進し、農業に対する理解啓発に努め、さらには、都市住民との農業交流事業の推進等に努めます。



③商工会や地域おこしグループ等との連携を図って「発酵」をキーワードに地元農産物加工品等の開発に努めるとともに、直売所や消費者と直結した流通ネットワークづくりに努めます。

(7) 林業の振興

水源かん養機能、山地災害防止機能、生活環境保全機能をもつ 森林については、間伐、枝打ち、下刈り等適正な整備を推進する とともに、単層林の複層林化を推進します。

主要な事業

| 事 業 名 | 事業の概要 | | |
|------------------------------|------------------------------------|--|--|
| 農地・水・環境保全向上対策事業 | 地域ぐるみの共同活動による農地・水路など の環境保全と質的向上 | | |
| 戸別所得補償制度事業 | 平成22年よりスタートした制度の啓蒙・推進 | | |
| 県営湛水防除事業 | 松崎第1排水機場の改修 | | |
| 畜産環境衛生事業 | 畜舎消毒の補助 | | |
| 森林機能強化対策事業 | 間伐・枝打ち・下刈りの助成 | | |
| 千葉県水田自給力向上対策事業 | 転作の団地化、ブロックローテーションの推進 | | |
| 土地改良施設維持管理適正化事業 | 老朽化した土地改良施設の修繕等の補助 | | |
| 牛結核、ブルセラ、ヨーネ、アカバ ネ病発生予防事業 | 家畜の伝染病予防対策 | | |
| 廃プラスチック処理対策事業 | 農業用廃プラスチックの処理 | | |
| 戸別所得補償制度に伴う加工用 米の町助成事業 | 加工用米作付け水田への助成 | | |

| 成果指標の名称 | 単位 | 平成21年度(実績) | 平成27年度(目標) |
|---------------------------|-----|------------|------------|
| 認定農業者数 | 人 | 30 | 33 |
| 集落営農組織の法人化数 | 経営体 | 2 | 4 |
| 千葉エコ農業の認証者数 | 人 | 2 | 4 |
| 農地・水・環境保全向上対策事業 の活動組織数 | 組織数 | 8 | 10 |
| 戸別所得補償制度の加入者数 | 人 | 58(H22) | 70 |
| 農業振興の状況に関する町民の満 足度 | % | 13.1 | 20.0 |

2. 商業の振興

現状と課題

本町の商業は、小規模な商店が多く後継者不足等により年々商店数は減少しています。商店街は神崎本宿の川岸通りや国道356号沿いとJR下総神崎駅周辺等に散在していますが、周辺市町の量販店の影響により町民の購買流出が進行しています。

今後は、平成21年3月より始まった酒蔵まつりにより見られた外客の来訪を促進するとともに「発酵の里 こうざき」をPRし、町の商店に足を運んでもらえるような環境づくり及びリピーターの確保を図り、魅力ある商業機能を集積し、まちのイメージアップを図っていく必要があります。

圏央道(仮称)神崎ICの開設を見据えて、長期的視点で周辺開発構想を推進するとともに観光交流拠点と一体となった販売体制等の確立に努めていく必要があります。

■ 神崎町商工会会員数の推移



資料:神崎町商工会 通常総会資料



(1) 町内誘客の促進と外客対応の向上

- ①酒蔵まつり等事業開催時に賑わう外客が既存商店に足を向けるよう工夫し、リピーターを確保できるよう商工会と連携し外客対応の向上を図ります。また、町内に散在する観光資源をつなぎ合わせ、事業実施時のみならず、平時でも町内を訪ね歩く人の姿を見ることができるような環境づくりを目指します。
- ②圏央道(仮称)神崎ICの開設に伴い、町内を通過する車両の増加が見込まれるため、単なる通過地点としてではなく、通過車両が町内で足を止め、来客となるよう誘客し、魅力ある街区形成を図ります。

(2) 商業と農業、工業(食品加工業等)の連携強化

町内商業者と農業者や食品加工業者との連携・協力関係の確立 を図り、発酵を利用した特色ある特産品の開発・販売に向けて検 討します。

(3) 新たな商業振興の模索

- ①商工会等とともにホームページ等を活用した地元物産等のP R・販売について検討し、販路の拡大に努めます。
- ②商店街の活性化や地域の賑わいづくりにつなげていくため、空 き店舗の利用を促します。

主要な事業

| 事 業 名 | 事業の概要 | |
|------------|-------------|--|
| 神崎町商工会助成事業 | 商工会の運営及び活動費 | |

| 成果指標の名称 | 単位 | 平成21年度(実績) | 平成27年度(目標) |
|-----------------------|----|------------|------------|
| 商業統計商品販売額 | 万円 | 374,202 | 411,622 |
| 商店街内空き店舗減少数 | 件 | 8 | 5 |
| 商業振興の状況に関する町民の満 足度 | % | 3.7 | 10.0 |

3. 工業の振興

現状と課題

本町の工業は、現在、神崎工業団地に6社が操業しているほか、醸造業 などの地場工場が町内に散在しています。平成20年の工業統計によれば、 町内の事業所数は22、従業員数922人、製造品出荷額282億円となっ ていますが、工業団地を除くとほとんどは中小・零細の工場で占められて います。工業は、地域経済の活性化や若者の定住等、地域の振興にとって 重要であり、今後とも圏央道(仮称)神崎 | Cの開設を見通して優良企業 の誘致に努めるほか、発酵のまちづくりを推進する視点に立った農商工連 携体制の確立や起業支援制度の確立、さらには既存企業の体質強化 等を図って、就業機会の拡充と所得の向上に努める必要があります。

■町内の事業所数の推移



資料:平成20年 工業統計調査結果報告書



(1) 農商工連携による発酵産業振興の推進

商工会の協力の基に町内商業者と農業者や食品加工業との連携・協力組織の確立を図るとともに、学識者等の助言・指導も得ながら発酵技術を利用した新しい食品開発・特産品開発に努めます。また、開発成果を町内関係業者に活用してもらうよう普及啓発に努め、発酵産業の広がりを図っていきます。

(2)企業誘致の推進

- ①圏央道(仮称)神崎ICの開設に伴い、都心からのアクセスの向上 と成田国際空港に隣接する優位性等を生かした企業誘致や発酵 の里としての本町の特色を生かした関連企業の誘致等について 検討します。
- ②企業立地を奨励するための優遇制度の確立について検討するとともに、企業情報の収集や誘致活動の展開等により将来性のある優良企業の立地促進に努めます。

(3) 起業支援制度の確立

町内で新しく事業を起こそうとする人や発酵食品の開発をする 人のために、制度資金の活用等支援に努めます。

(4) 既存産業の育成

- ①既存の中小企業の経営の安定を図るため制度資金の活用や地域 の活性化を図るための組織づくり等を検討し、企業活動の支援・ 育成に努めます。
- ②中小企業信用保険法によるセーフティネット保証認定の支援に 努めます。
- ③神崎工業団地連絡協議会において、企業間の連携を推進し、労働者の労働安全に努めます。

(5) 若者等の定住化に向けた就業機会の拡充等の推進

町広報紙やホームページ等を通した県内の就職説明会等の情報 提供や町内立地企業への地元雇用の拡大要請など、就業機会の拡 充に努めます。

主要な事業

| 事 業 名 | 事業の概要 | | |
|----------------------|--|--|--|
| 農商工連携による発酵産業振興 事業 | 町内商業者と農業者、食品加工業者及び学識者等で構成される組織を設立し、発酵産業振興のための新しい発酵食品・特産品開発の推進と町内関係業者への普及啓発事業等の実施 | | |
| 神崎工業団地連絡協議会助成事業 | 工業団地連絡協議会運営費の補助 | | |
| 神崎町建設業協会助成事業 | 建設業協会の運営費の補助 | | |
| セーフティネット保証認定事業 | セーフティネット保証の認定 | | |

| 成果指標の名称 | 単位 | 平成21年度(実績) | 平成27年度(目標) |
|------------------------|-----|------------|------------|
| 農商工連携による新しい発酵食 品開発数 | 件 | 0 | 5 |
| 企業立地件数(延件数) | 事業所 | 35 | 37 |
| 事業所数 | 事業所 | 22 | 25 |
| 従業員数 | 人 | 922 | 1,000 |
| 工業振興の状況に関する町民の満 足度 | % | 4.8 | 15.0 |





4. 観光の振興

現状と課題

生活水準の向上や価値観の変化、自由時間の増大などにより全国的に観光レクリエーションに対する需要がますます高まっています。また、地域経済の自立・活性化を一層強力に進めるための一助とするためにも、新たな視点に立って、観光レクリエーションの開発・振興を図ることが必要となっています。

本町でも、酒蔵まつりをはじめとしたイベント開催時や、レンゲの開花時期などで外客の姿がみられるようになってきました。また、「発酵」をキーワードとして、まちを外部発信する取り組みも動き始めました。しかしながら、利根川河川敷や神崎神社といった観光資源や、外客が集まる様々な活動等各々の連携が確立されていない状況にあるため、今後は、町内に散在する観光資源や団体・活動を融合させ、この小さなまちが一体となって、平時でも外客が町内を散策するような環境づくりが必要であり、さらには町内に訪れた外客を、町内事業者の収益につなげられるような体制を整えることが重要です。

主要な施策

(1)観光資源の連携化

- ①利根川河川敷・神崎神社・酒蔵・ツリーハウス等の観光資源を 繋ぎあわせ、外客が町内を周回するよう観光ルートの整備を図 り、平時でも外客の姿を見ることができるよう努めます。
- ②町内数か所で行われている体験農業や体験教室、夕市・町関連 事業等各々で行われている外客が集まる事業を連携させ、効果 的な外客来訪を目指します。
- ③周辺市町との連携強化を図って広域観光ルートの設定を図ります。

(2) 観光を地域経済振興に結び付ける取り組み

- ①商工会と連携して、町内事業者の魅力を掘り起し、外客に発信できるような環境を整えることにより、事業者の収益に寄与できるよう図ります。
- ②商工会と連携を図って特産品開発等に努めます。
- ③古くからの伝統行事である、神崎本宿の祇園祭り、神崎寺の火渡り修行、神崎神社の初詣においても外客が集まる様々な活動の連携を図り、協働のまちづくりに努めます。

(3)「発酵」を旗印にした観光振興

- ①「発酵」をキーワードにした活動が、酒蔵まつりを筆頭に展開されはじめたところですが、町全体で「発酵」をまちの旗印とする共通認識を図り、一貫したコンセプトを持って観光振興を展開します。
- ②「発酵」のコンセプトのもと、インターネット、マスメディア、 観光フェア等を活用し、広くPRするなど情報発信力の強化に 努めます。

主要な事業

| 事 業 名 | 開催月 | 開催場所 |
|-------------------------|-----|-------------------------|
| 酒蔵まつり | 3 月 | 鍋店、寺田本家、神崎本宿河岸通り他 |
| 駅からハイキング | 4月 | 下総神崎駅、天の川公園、神崎神社他 |
| 河川敷祭り | 10月 | 利根川河川敷(火渡り修行と河川敷祭り同時開催) |
| なんじゃもんじゃいきいき フェスティバル | 11月 | 神崎ふれあいプラザ |
| ミルキーウェイフェスタ | 11月 | こうざき天の川公園 |

| 成果指標の名称 | 単位 | 平成21年度(実績) | 平成27年度(目標) |
|-----------------------|----|------------|------------|
| 駅からハイキング参加者数 | 人 | 1,000 | 1,500 |
| 河川敷祭り入込客数 | 人 | 500 | 1,000 |
| 酒蔵まつり入込客数 | 人 | 35,000 | 40,000 |
| 観光振興の状況に関する町民の満 足度 | % | 9.2 | 20.0 |





交流と定住を支える 生活基盤づくり

1. 土地の有効利用

現状と課題

本町の総面積は19.85㎞で、町の地目別土地利用面積の状況をみると、農地が8.91㎞(44.9%)、宅地1.85㎞(9.3%)、山林・原野が4.11㎞(20.7%)、その他4.98㎞(25.1%)となっており、農地が占める割合が高くなっています。水田においては、近年まで基盤整備を積極的に推進してきました。

地形特性としては、北部は利根川沿いに水田地帯が広がり、JR成田線を挟んだ南部は北総台地となり、畑、山林が形成されており、水と緑の豊かな自然に恵まれています。

本町の土地利用は、「しなやかな季節実感都市」を基本理念に した神崎町土地利用基本計画を平成2年に策定し、その土地利用 基本構想図及び計画図に示されたゾーニングを基本に、開発指導 要綱ほか関係法規を遵守しながら土地開発と環境保全の調整を 行ってきました。

土地利用の重点ポイントとして、駅を中心とした緑豊かなゆとりある住宅系新市街地の形成と、圏央道(仮称)神崎 I C 周辺への企業誘致がありますが、長引く経済不況と町財政情勢の変化等により計画内容の検討が必要となっています。

今後は、自然的条件や特性に応じた土地の有効利用を図るとと もに、開発等に対しては適正な指導を行い乱開発防止と環境保全 に取り組んでいくことが重要です。

■ ほ場整備事業の推移

| 年度 | 地区名 | 受益面積 | 事業名 |
|------------|------|-------|---------------------------|
| S 56~ S 60 | 神崎本宿 | 35ha | 団体営土地改良総合整備事業 神崎本宿地区 |
| S62~H11 | 神崎南部 | 113ha | 県営ほ場整備事業の神崎南部地区 |
| H元~H9 | 神崎西部 | 172ha | 低コスト化水田農業大区画ほ場整備事業 神崎西部地区 |
| H4~H11 | 神崎東部 | 107ha | // 神崎東部地区 |

(1)調和のとれた土地利用の推進

生活基盤の充実に即しながらも景観や特性に応じた土地活用の施 策を展開するとともに、長期的視点に立って調和のとれた土地利用 に努めます。

(2) 適正で秩序ある整備を図るための土地利用規制等の推進

開発行為等に係る法令等に基づいた審査及び規制等を行い、民間の開発事業等に対して適切な指導を進めていきます。

(3)優良農地の保全

- ①農地法、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、地域の 特性に応じた土地利用を図るとともに、耕作放棄地の解消に 努めます。
- ②優良農地の確保を図りながら、農業振興地域整備計画の適切 な運用に努めます。
- ③優良な農業生産基盤を保全し、農地の計画的な利用を進め、担い手農家等へ利用集積を推進します。

主要な事業

| 事 業 名 | 事業の概要 | |
|-------------|----------------------------|--|
| 耕作放棄地解消対策事業 | 耕作放棄地解消のため作付者への補助金交付 事業 | |

| 成果指標の名称 | 単位 | 平成21年度(実績) | 平成27年度(目標) |
|-------------------------------|----|------------|------------|
| 土地利用に関する問題点意識度 のうち「特になし」の回答比率 | % | 16.3 | 25.0 |
| 担い手農家への農地の利用集積率 | % | 30.0 | 33.0 |



2. 都市・住宅基盤の整備

現状と課題

本町は、町北部の既成市街地と町中央部に位置する駅南側新興住宅地区及び町南部に広がる農村集落地区から住宅地区が形成されています。北部国道沿いに形成された市街地における商店街は衰退を続けており、観光資源などの特性を生かした賑わいのある活気に満ちた産業観光市街地の形成が求められています。

中央部の新興住宅地区は、宅地開発により新しい市街地が形成されましたがJR下総神崎駅周辺整備事業によっての北口、南口広場の整備や自由通路、町道の整備などがなされたことを契機に、今後、駅周辺と新興住宅地を連担させた緑豊かなゆとりある市街地の形成について検討していく必要があります。

また、圏央道(仮称)神崎IC周辺整備計画は、道の駅の整備 や利根川景観などの環境特性を生かした観光・レジャーゾーンの 整備と併せたハイウェイオアシス構想としての検討も課題となっています。

■ ハイウェイオアシス構想概念図

選央道 パーキングエリア ゴの駅施設 スイウェイオアシス 道の駅周辺施設 道の駅は町が整備する休憩、物産販売、道路情報発信等

| 1 道の駅 | 道の駅は町が整備する休憩、物産販売、道路情報発信等の 施設で、駐車場、トイレ、電話は24時間利用できる。 |
|-------------------|---|
| 2 圏央道パーキングエリア | 圏央道パーキングエリアは圏央道の休憩施設で国交省が 整備するもの。 |
| 3 ハイウェイオアシス | ハイウェイオアシスとは圏央道のパーキングエリアとそ れに連結されている道の駅などの地域振興施設をいう。 |
| 4 民間施設 | 民間施設は民間が収益を目的とする物販、スポーツ施設、 農業施設、健康増進施設をいう。 |
| 5 圏央道(仮称)神崎IC周辺整備 | 圏央道(仮称)神崎 I C周辺整備はハイウェイオアシス 整備と民間施設整備を包含したもの。 |

(1) まちの顔となるJR下総神崎駅周辺整備の推進

- ①これまでのJR下総神崎駅周辺整備事業で北口・南口広場や自由通 路等の整備が進められてきましたが、今後は北口についてはまちの 顔にふさわしい町並み形成となるよう今後とも計画的に駅周辺整備 を進めます。
- ② J R 下総神崎駅南側については、新興住宅地まで連担した緑豊かな ゆとりの感じられる市街地形成に向けた整備について検討します。

(2) 中心市街地の再生整備

町北部の国道沿いの既成市街地・商店街については、旧役場庁舎を拠点とした発酵の里としての産業観光振興と利根川の歴史景観資源を生かした観光・レジャーゾーン形成等と連携した賑わいのある活気に満ちた市街地の再生整備について検討します。

(3) 圏央道(仮称)神崎 I C周辺の整備

圏央道(仮称)神崎IC設置に合わせて道の駅を含めた周辺の整備について検討します。

(4) 良好な生活基盤の整備

一般住宅の耐震化改修支援や道路改良、排水処理施設の整備 等を計画的に進め、快適な居住環境の形成に努めます。

(5) 町営住宅の管理運営

町営住宅の適正な管理運営を行います。

主要な事業

| 事 業 名 | 事業の概要 | | |
|-------------------|-------------------|--|--|
| JR下総神崎駅前道路整備 | 駅北口県道の歩道整備等の推進 | | |
| 圏央道(仮称)神崎IC周辺整備事業 | (仮称)神崎IC周辺地域整備の推進 | | |

| 成果指標の名称 | 単位 | 平成21年度(実績) | 平成27年度(目標) |
|-------------------|----|------------|------------|
| 住宅施策の状況に関する町民の満足度 | % | 11.6 | 20.0 |



3. 道路・公共交通の充実

現状と課題

道路は毎日の暮らしや経済を支える基本的な社会資本であり、災害時の避難路や防災空間として重要な施設です。

本町の道路網は、国道356号バイパスと県道2本を骨格として、それに接続する町道や農道などから成り立っています。このうち、1級2級町道については改良・舗装率とも順調に整備されていますが、その他町道については生活道路として今後一層の改善が望まれています。

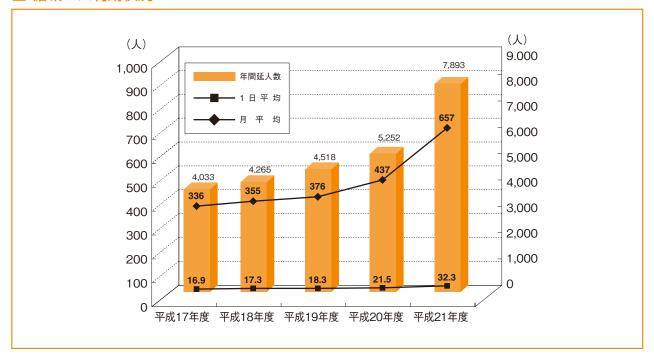
また、圏央道の(仮称)神崎 I C含む茨城県境から大栄間については平成24年度の供用開始を目指し、現在、国において用地買収や工事が進められています。町では(仮称)神崎 I C周辺を地域活性化の拠点として、道路整備を促進し「道の駅」を核とするハイウェイオアシスを計画しています。

この「道の駅」を核とするハイウェイオアシス事業の推進と共に「(仮称)神崎パーキングエリア」の設置について関係機関に強く働きかける必要があります。

公共交通施設の機関としてJR成田線は都市部への通勤・通学の手段として必要不可欠であり、今後も沿線市町と連携を図り運行の充実を関係機関に働きかける必要があります。

さらに、循環バスが、町直営で無料運行されていますが、今後とも、利用客の意見を聞きながら、運行方法について改善していく必要があります。

■ 循環バス利用状況



主要な施策

(1)公共交通の利便性の向上

- ① J R成田線の複線化の促進及び増便等について、また J R 特急の下総神崎駅停車、観光事業とタイアップした季節列車の運行においても沿線市町との連携を図りながら関係機関に働きかけます。
- ②循環バス運営委員会で循環バスのルート変更等を検討し、利用者の視点に立ち、ニーズに即した循環バスの運行に努めます。

(2) 幹線道路の整備

- ①町道成田神崎線の早期完成を推進するとともに、県道郡停車場 大須賀線のバイパスの整備促進及び国道356号までの延伸を関 係機関に働きかけます。
- ②圏央道の事業促進と地域活性化の拠点となる(仮称)神崎 I C 周辺整備事業を促進するため関係地域・機関と調整を図り、事業を推進します。
- ③国県道やまちの中心市街地等に連絡する幹線町道整備を進めます。



④町内の各幹線道路については、計画的な道路網整備を計画し、 整備を進めていきます。

(3) 生活道路の整備

- ①集落内・集落間町道など生活道路については、道路パトロール を強化し交通安全上支障をきたすことがないように、維持管理 に努めるとともに、未改良道路の改良・舗装、橋梁の長寿命化 対策、排水対策を計画的に進めます。
- ②特に通学路にあっては歩車道の分離等計画的に進めます。
- ③交通量の増加に対応し、道路標識の設置、交差点の改良、防護柵の設置など交通安全対策を計画的に進めます。
- ④農道についても各種制度の活用により整備します。

主要な事業

| 事 業 名 | 事業の概要 | | |
|-------------------|---------------------|--|--|
| 成田神崎線道路改良事業 | 幹線町道整備 | | |
| 武田古原線道路改良事業 | 生活道路の整備 | | |
| 並木郡根岸線道路改良事業 | 生活道路の整備 | | |
| (仮称) 神崎 I C周辺整備事業 | 道の駅整備 | | |
| 循環バス運行事業 | 町内を巡回し、高齢者等の交通利便の向上 | | |

| 成果指標の名称 | 単位 | 平成21年度(実績) | 平成27年度(目標) |
|-----------------------|----|------------|------------|
| 道路整備(歩道整備含む) | m | 96,858 | 98,800 |
| 循環バス利用者の年間延人数 | 人 | 7,893 | 9,000 |
| バス交通の状況に関する町民の満 足度 | % | 6.4 | 20.0 |

4. 情報・通信基盤の整備と情報化の推進

現状と課題

日本でのインターネット利用率が平成22年で9,400万人を超え、78%の国民がインターネットを活用しています。今後もその利用率は増加し、限りなく100%に近づいていくものと思われます。しかし、本町では、平成21年度実施の住民アンケートによると、自宅でのインターネット利用率は、37.3%とかなり低い状況となっています。

一方、本町においても、町民一体となった要望活動により、平成22年度光ファイバー網の整備及びCATVケーブル敷設が進捗しています。今後、光ファイバー通信網を活用したまちづくりへの取り組みが必要であり、町民との相互通信機能や安心して利用できる情報通信網導入に向けた調査研究が必要となっています。

これまで本町では、町ホームページの開設や住民基本台帳ネットワークシステム等の情報化整備を推進する一方、国県及び市町村間の総合ネットワークシステムに接続して、行政情報の共有と事務処理の迅速化に努めてきました。今後は、防災や福祉情報システム等の検討など、更なる情報化の推進と住民福祉の向上に取り組むとともに、多様な情報のセキュリティーシステムの構築に取り組んでいく必要があります。





(1) 地域情報化の推進

防災や福祉分野などの行政情報の迅速かつ的確な伝達のため に、情報通信基盤の利用を推進します。

(2)情報の安全性の確保

情報化社会特有の犯罪やトラブルも増加しているため、多様な セキュリティーシステムの構築や情報化に関する町民の意識啓発 を図ります。

(3)情報化に対応した教育などの推進

- ①各学校におけるコンピュータ教育の充実を図ります。
- ②パソコン教室を実施し、情報化に対する町民の意識啓発に努めます。

主要な事業

| 事 業 名 | 事業の概要 | | |
|----------|-------------------|--|--|
| パソコン教室事業 | 町民を対象としたパソコン教室の開催 | | |

| 成果指標の名称 | 単位 | 平成21年度(実績) | 平成27年度(目標) |
|-------------------------|----|------------|------------|
| 高度情報環境の状況に関する町 民の満足度 | % | 9.9 | 13.0 |



教育・子育て応援の まちづくり

1. 学校教育の充実

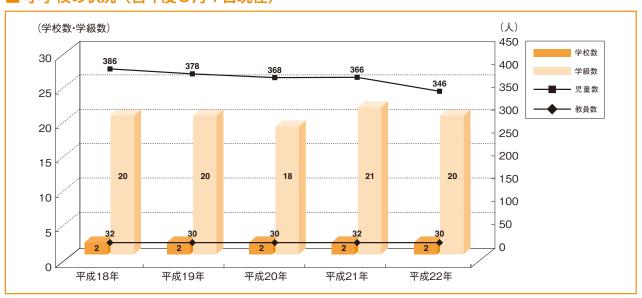
現状と課題

本町の学校施設は、小学校2校、中学校1校があり、プール等 一部施設は、老朽化が進み改修整備が必要になっています。

学校教育は、少年期の人格形成の重要な時期であるため、基礎的・基本的な知識及び技能を習得させるとともに、「自ら学び、思考し、表現する力」を高め、健康と体力など『生きる力』の育成を図ることが求められています。

『生きる力』の大きな要素である「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」「発達の段階に応じたキャリア教育」等各教科領域で、家庭・地域との連携を深め、信頼される学校づくりを推進するため、保護者が地域住民の意向を把握し、反映するとともに、その協力を得て学校運営が行われるよう学校評議員会議を開催するなど「開かれた学校づくり」を目指して学校教育を推進していく必要があります。

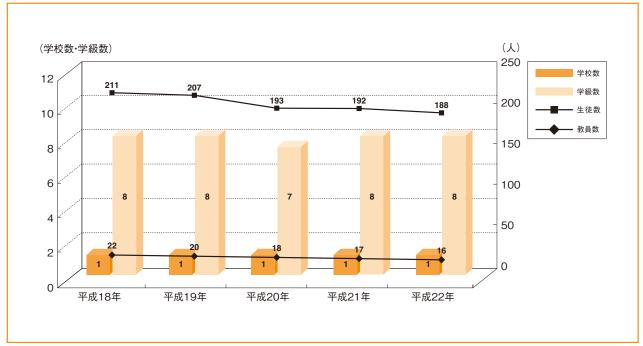
■ 小学校の状況(各年度5月1日現在)



資料:学校基本調査



■ 中学校の状況(各年度5月1日現在)



資料:学校基本調査

主要な施策

(1) 学校施設の改修・整備

- ①小中学校施設については、年次計画により、校舎等の必要な整備を行い、学校教育に好ましい教育環境の整備を図ります。
- ②教育コンピュータ等の教育機器や学校図書室の整備等を今後とも計画的に進めます。

(2)確かな学力の向上と一人ひとりの個性を生かす教育の推進

- ①少人数指導や習熟度別に個に応じた指導の一層の充実を図ります。
- ②総合学習を通じて、体験的な学習や問題解決的な学習に努めます。
- ③学校・家庭・地域社会が一体となり、地域に根ざした体験活動 や道徳教育の充実を図ります。
- ④保育所、小学校、中学校の連携により、進学ギャップのない教育を進めます。
- ⑤基本的人権尊重と併せて、男女共同参画の視点に立った教育や 特殊教育から特別支援教育への転換により、障害のある子ども 一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育支援の充実を図ります。

(3) 健康安全教育の充実と相談体制の強化

- ①学校における健康診断・診査の充実と学校環境衛生設備の充実、 さらには校医と連携を深め、児童生徒の心身の健康増進を図る とともに健康生活の実践指導に努めます。
- ②中学校にスクールカウンセラーを配置し、生徒の悩みや不安、 ストレス等の相談により、その問題解消に努めます。
- ③家庭や地域と連携し、いじめ、児童虐待、問題行動等の防止及び早期発見に努めます。

(4)教育情報化研修会の開催

- ①集合研修、校内研修、オンライン研修の組み合わせによる研修 やワークショップ、模擬授業方式を取り入れ、授業で使える教 材やリンク集等のICT活用指導力研修会を開催します。
- ②授業で使える教材やリンク集を紹介して、授業実践重視の内容 にシフトするなど教育情報化研修会を開催します。

主要な事業

| 事 業 名 | 事業の概要 |
|---------------------------|-----------------------|
| 空調機器改修事業 | 米沢小学校空調機器改修 |
| 小学校教育用パーソナルコンピュー タ整備事業 | 小学校の児童用コンピュータの整備(再整備) |
| 中学校教育用パーソナルコンピュー タ整備事業 | 中学校の生徒用コンピュータの整備(再整備) |

| 成果指標の名称 | 単位 | 平成21年度(実績) | 平成27年度(目標) |
|----------------------|----|------------|------------|
| 学校図書館図書標準率の達成率 | % | 81.5 | 90.0 |
| 学校教育環境に関する町民の満 足度 | % | 29.7 | 38.6 |
| 学校評議員会議 | 回 | (延べ) 6 | (延べ) 9 |



2. 地域教育の充実と青少年健全育成の推進

現状と課題

少子化の進行により、地域のあり方や人々の絆も変化を余儀なくされてきています。

地域のつながりが希薄となり、若者や子どもたちが豊かに育つための地域の営みや住民組織も失われつつあります。また、インターネットや携帯電話の急速な普及により、若者のコミュニケーション能力の不足や人と人とのかかわりの乏しさが指摘されてきています。

このような中で、青少年が本町の将来の担い手として健全育成され、その力がまちづくりに十分発揮されるよう、各種関係団体をはじめ、家庭、地域、学校等の緊密な連携のもとに、青少年を取り巻く環境の浄化や家庭の教育機能の充実に努める必要があります。

また、地域社会の形成者としての役割と自覚を高めるため、青少年の自主的な地域活動や社会活動を促進していく必要があります。





(1) 青少年の非行防止活動の推進

青少年健全育成関係団体と連携して非行防止パトロールを実施 するとともに、地域ぐるみの非行防止活動を展開します。

(2) 青少年の健全育成意識の高揚とジュニアリーダーの養成

- ①青少年健全育成関係団体と協力し、健全育成事業の展開に努め、 意識の高揚を図ります。
- ②関係団体と連携して、ジュニアリーダーの養成を図るとともに 交流・連携を図ります。

(3) 青少年の主体的な社会参加活動の促進

- ①「子ども会」を核にして、家庭、地域、学校が連携し、青少年の自主的な社会体験活動、社会参加活動を促進します。
- ②ボランティアサークルの育成や郷土教育の実施、さらには体験研修事業などの参加機会の拡充に努めます。

主要な事業

| 事 業 名 | 事業の概要 |
|-----------|-------------------------------|
| 青少年健全育成事業 | 青少年の健全な育成を図る |
| 夜間パトロール事業 | 夏休み等における青少年の非行防止を図る |
| 子ども会各種講習 | 各種講習に参加し、地域リーダー・指導者の 育成を図る |

| 成果指標の名称 | 単位 | 平成21年度(実績) | 平成27年度(目標) |
|--------------------------|----|------------|------------|
| 子ども会育成者の養成 | 人 | 8 | 12 |
| ジュニアリーダー初級認定者の 養成 | 人 | _ | 5 |
| 青少年の健全育成環境に関する 町民の満足度 | % | 16.8 | 18.0 |



3. 子育て支援の充実

現状と課題

町内には、2か所の公立保育所があります。民間保育所と幼稚園はありません。近年の入所児童数はやや減少しているものの、母親の就業拡大等により低年齢児の受入れが進み、それほど極端な減少にはつながっていません。

本町では、子育て支援として、延長保育、一時保育、どんぐりの森、たんぽぽ広場の実施の取り組み、入所児童の保護者支援や家庭にいる母子の支援を進めてきたところです。少子化が進行する中では、今後一層、安心して子どもを産み育てられる保育環境の整備と保育の質的向上が求められます。

保育所のもう一つの大きな役割である地域の子育て支援については、現在、十分に機能が果たされていない状況にあります。今後、学童保育所の運営の充実を図りながら、学童保育所を活用して、そこを地域の子育て支援拠点として位置づけるなど検討していく必要があります。

また、子育て家庭に対する経済的負担を軽減するため、第3子 以降の出産や入学に際して子育て支援費の支給やひとり親家庭へ の医療費助成及び中学生までを対象とした子ども医療費の助成を 実施していますが、今後も制度の充実を図る必要があります。

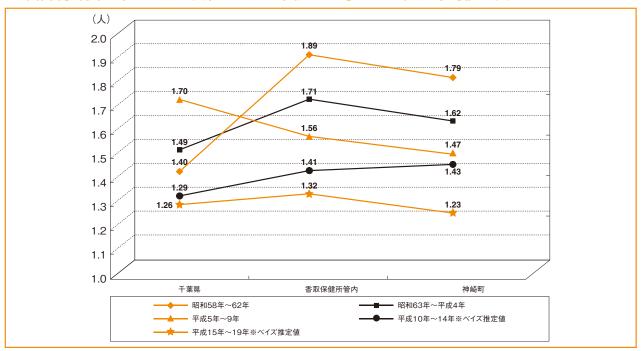
■ 保育所児童数の年齢別推移

(単位:人)

| | 神崎保育所 | | | 米沢保育所 | | | | |
|-------|-----------|-----|-----------|-------|-----------|-----|-----------|----|
| | 3歳 未満児 | 3歳児 | 4歳 以上児 | 計 | 3歳 未満児 | 3歳児 | 4歳 以上児 | 計 |
| 平成18年 | 8 | 19 | 72 | 99 | 14 | 10 | 31 | 55 |
| 平成19年 | 12 | 22 | 61 | 95 | 14 | 14 | 38 | 66 |
| 平成20年 | 9 | 15 | 65 | 89 | 8 | 13 | 32 | 53 |
| 平成21年 | 9 | 19 | 62 | 90 | 10 | 7 | 30 | 47 |
| 平成22年 | 15 | 15 | 58 | 88 | 12 | 10 | 25 | 47 |

資料: 各年4月1日現在 保育所調べ

■ 合計特殊出生率: 1人の女性が生涯で出産する子どもの数の平均値を表す



資料:千葉県衛生統計年報

主要な施策

(1) 保育体制の確立・充実

各保育所に所長とフリーの主任保育士を配置し、保育所の最大の使命である子どもの生命の安全安心の確保とともに、子どもの成長に資する体験等の充実に努めます。また、保護者との相談活動等を充実させ、子どもと保護者支援の一層の充実に努めます。

(2) 保育所施設の整備

神崎保育所は19年目に入り、老朽化が進んでいることから、建物 施設や園庭の改修等を進めます。

(3)延長保育時間の延長

保護者の就労は、大部分が町外に仕事を持ち、フルタイムでの就 労を希望している実態から、延長保育の一層の充実を図ります。



(4) 園庭開放の推進

親子が安心して遊べる場が少ない中、安心して子育てできる環境として、保育所の園庭開放の推進に努めます。

(5) 障害のある子どもの保育環境の充実

障害のある子どもが安心して生活できる保育環境となるよう十分に配慮します。そのために保育士の研修会の参加、家庭や専門機関との連携協力体制構築を図り、一人ひとりの障害に応じた適切な対応に努めます。

(6) 学童保育所の運営

両親の就労等により家庭で保育ができない児童を対象に学童保育を実施します。また、学童保育所を地域の子育て支援の拠点として有効な活用を図ります。

(7) 要保護児童対策の推進

学校、保育所との連携により、要保護児童(虐待を受けた児童 や不登校児童など支援を必要とする児童)の早期発見・対応の体 制の確立を図って適切な対応に努めます。

(8) 子育て支援費の支給

児童を養育する人がゆとりを持って子育てができる環境づくりのため、第3子以降の出産や小学校入学に際して子育て支援費を 支給します。

(9) ひとり親家庭に対する支援

ひとり親家庭の経済的な自立を支援するため、児童扶養手当の支給や医療費の助成を行います。

(10) 子ども医療費の助成

県の子ども医療費助成制度と連携して、中学校3年生までを対象として医療費の助成を行います。

(11) 子育て支援施策・事業の計画的推進

子育て支援施策・事業を効果的に進めていくため、「次世代育成 支援行動計画」を定期的に見直します。

主要な事業

| 事 業 名 | 事業の概要 | | |
|---------------|------------------------------|--|--|
| 神崎保育所改修工事等 | 外装塗装工事及び園庭遊具整備等 | | |
| 学童保育事業 | 小学1年生~4年生を対象 | | |
| 子育て支援費支給事業 | 第3子以降の出産や小学校入学に対して助成 | | |
| ひとり親家庭医療費助成事業 | ひとり親家庭の児童及び母(または父)に対し て助成 | | |
| 子ども医療費助成事業 | 中学校3年生までを対象に助成 | | |

| 成果指標の名称 | 単位 | 平成21年度(実績) | 平成27年度(目標) |
|----------------------|----|------------|------------|
| 子育て支援についての町民の満 足度 | % | 17.5 | 25.0 |
| 延長保育の利用率 | % | 50.0 | 60.0 |







一人ひとりが輝く生涯学習 **・** スポーツのまちづくり

1. 生涯学習体制の充実と学習活動の推進

現状と課題

急速に進む高齢化社会を背景に、生きがいのある生活を送りたいという関心が高まっています。また、情報化、国際化、少子化や環境問題などの社会環境の変化に伴って、町民の学習ニーズも多様化し、自発的で主体的な生涯学習を求めている状況にあります。そして、それらに対応する豊かで活力ある社会形成のために、「いつでも、どこでも、だれでも、自由に学ぶことができ、自己を高めていくことができる生涯学習社会」を形成していくことが大切です。

こうした状況の中、本町ではこれまで神崎ふれあいプラザ、わくわく西の城、県生涯大学校等を拠点として、町民の幅広い学習活動が展開されてきました。

今後は、一層町民ニーズに即した学習機会の拡充を図るととも に、生涯学習支援体制の確立と強化に努める必要があります。

主要な施策

(1) 生涯学習推進体制の整備・充実

- ①全町的な推進体制の確立を図るとともに、生涯学習に関する学習情報の提供や相談活動の充実を図ります。
- ②自主学習グループ・サークル等に対する支援に努め、町民参加の学習事業の強化を図ります。
- ③民間指導者や生涯学習ボランティア・図書ボランティアの発掘・育成を図り、人材登録システムの充実に努めます。

(2) 生涯学習機会の拡充と学習活動の促進支援の強化

- ①学習ニーズの把握に努め、それに応じた教室・講座の開設や読み聞かせなどの図書室活動に工夫をこらし、学習機会の拡充に 努めます。
- ②地域等の自主的な学習活動の支援や活動成果を発表する場の拡充に努めます。
- ③施設やマンパワーの相互活用による社会教育と学校教育の連携 に努めます。
- ④事業や施設利用の情報を生涯学習に有効活用できるよう、広報 活動に努めます。

(3) 生涯学習推進のための諸施設等の運営充実

- ①社会教育施設等については、生涯学習ボランティア、図書ボランティアなどと連携を強化し、管理運営体制の充実に努めます。
- ②生涯学習関連施設利用に際し町民の利便性向上のため、情報提供のネットワーク化やインターネットなどを活用した有効な提供方法の確立に努めます。

主要な事業

| 事 業 名 | 事業の概要 | | |
|----------|--|--|--|
| 生涯学習推進事業 | 趣味・教養講座等 | | |
| 図書室運営事業 | 図書運営、図書ボランティアの支援、図書貸出、情報提供、読み聞かせ、ブックスタート | | |

| 成果指標の名称 | 単位 | 平成21年度(実績) | 平成27年度(目標) |
|----------------------|----|------------|------------|
| 各種講座の開催 | 回 | 4 | 5 |
| 生涯学習ボランティアの登録推進 | 人 | 61 | 67 |
| 生涯学習環境に関する町民の満 足度 | % | 20.7 | 22.0 |
| 図書室の書籍充実満足度 | % | 23.2 | 25.0 |



2. スポーツの振興

現状と課題

ライフスタイルの多様化により、町民が健康で生き生きとした生活 が送れることが求められています。町では町民運動会をはじめ、各種 のスポーツ大会を開催し、町民の生涯にわたるスポーツ・レクリエー ション活動の充実を図ってきました。

本町のスポーツ施設としては、町民野球場・庭球場・体育館のほか、各学校の体育館を開放し、町主催によるスポーツ大会、スポーツ少年団及び個人的なサークル団体等により、幅広く利用されています。スポーツ組織としては町体育協会があり、12の部で構成されています。また、野球やサッカーなど4つのスポーツ少年団があり、熱心な指導のもと活動の成果を上げています。

今後も、これらの活動を支えていくには、活動をリードする指導者 の育成や各種団体の組織を強化する必要があります。また、町体育指 導委員とも連携しながら、住民ニーズに合ったスポーツ大会等を実施 する必要があります。

■ スポーツ施設利用者数の状況

(単位:人、件)

| 区分 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 町民野球場 | 502 | 270 | 285 | 271 | 288 |
| 町民庭球場 | 3,035 | 2,813 | 2,415 | 1,507 | 1,801 |
| 町民体育館 | 2,086 | 2,866 | 1,502 | 1,151 | 1,813 |
| 神崎中学校体育館 | 1,600 | 2,630 | 1,995 | 2,515 | 3,649 |
| 神崎小学校体育館 | 4,430 | 2,355 | 2,182 | 1,561 | 1,506 |
| 米沢小学校体育館 | 6,049 | 5,298 | 3,116 | 3,329 | 3,853 |

注)町民野球場は利用件数 資料:教育委員会

(1)スポーツ・レクリエーション施設・設備の充実と効果的運 営の推進

- ①社会体育施設等を有効に利用し、スポーツ機能とレクリエーション機能が調和する生涯スポーツ施設としての機能を果たすことができるよう、今後とも計画的に施設・設備・備品の充実を図ります。
- ②各施設の一層の利用促進と効率的管理を図るため、利用者による自主管理体制の一部導入や民間委託等を含めた柔軟な施設運営に努めます。
- ③学校体育施設の地域開放を一層促進することにより、スポーツ を通した地域コミュニティの育成に努めます。
- ④周辺市町の各施設とのネットワーク化の確立に努め、多様な住民ニーズに対応できるよう広域的な施設利用体制の協力を求めていきます。

(2) 生涯スポーツの推進とスポーツ交流事業の拡充

- ①健康づくり日常化運動の推進を図るため、歩け歩け運動等の健康づくりプログラムの拡充を保健事業と連携を図って進めます。
- ②年齢やライフスタイルに応じた多種多様なスポーツ教室、スポーツ大会等の拡充を図ります。特に高齢者対象のスポーツプログラムの充実に努めます。
- ③河川敷に整備された船着場施設を活用し、水上レクリエーションの普及と推進に努め、各種水上レクリエーションの大会誘致を推進します。
- ④全町的なスポーツ・レクリエーションイベントの開催や広域的な交流大会への積極的な参加に努めます。また、町民が自主的に参加しやすいイベントとなるよう工夫します。



(3) スポーツ・レクリエーション団体・指導者の育成

- ①体育協会とスポーツ少年団の自主的運営の充実を支援するとと もに、各種スポーツ団体の統括による総合型地域スポーツクラ ブの設立について検討します。
- ②体育指導委員のほか、ボランティアによる地域スポーツリーダー の育成、確保を図ります。

(4)スポーツ・レクリエーション情報提供体制と相談体制 の充実

- ①スポーツ・レクリエーションに関する案内リーフレットやイン ターネットを利用した多様な情報提供体制の確立を図ります。
- ②地域、職場、団体等におけるスポーツ・レクリエーション活動の充実のため、指導・助言・相談体制の充実を図ります。

主要な事業

| 事 業 名 | 事業の概要 |
|-----------------|-----------------------------------|
| スポーツ・レクリエーション事業 | 歩け歩け大会等健康づくり事業から各競技の 大会の開催及び運営 |
| 各種スポーツ団体の育成支援事業 | 体育協会等への助成 |

| 成果指標の名称 | 単位 | 平成21年度(実績) | 平成27年度(目標) |
|------------------------|----|------------|------------|
| 地域スポーツリーダーの育成 | 人 | _ | 2 |
| スポーツ環境に関する町民の満足度 | % | 20.1 | 22.0 |
| 成人の週1回以上のスポーツ活動実 施率 | % | 18.1 | 20.0 |

3. 伝統文化の継承と文化芸術活動の推進

現状と課題

歴史的文化遺産は、先人たちのまちづくり、産業づくりへの精神を今に伝える貴重な財産であり、これを保護・保存し、後世に伝えていくことは、現代に生きる私たちの責務です。

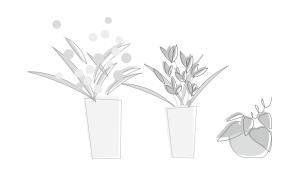
本町には神崎の大クスや西の城貝塚をはじめ、国指定が2件、県指定が6件、町指定が5件の文化財があり、町民の協力のもとに保護・保存を図ってきました。また、「漫画戦争体験記」を発行し、本町在住の方々の戦争体験の話を伝えています。

わくわく西の城には、民俗資料の展示コーナーを設置して、郷土の歴史や文化にふれる機会を設けています。この展示コーナーの活用と町民へのPRにより、町民の文化財保護への意識の高揚を図りながら、文化財の保護・伝承に努めていく必要があります。

文化芸術活動については、今日、心の豊かさを求める傾向が強まり、人々の芸術・文化に対する関心が高まっています。また、芸術や文化はまちの個性、独自性を生み出す重要な要素であり、まちづくりと密接に関わっています。

こうしたことから、本町においては神崎ふれあいプラザを拠点 に、多様な文化芸術活動の振興に努めてきました。

今後、一層本格的な芸術・文化活動の拡充に努める一方、多様な芸術・文化団体等への活動支援、指導者やリーダーの養成に努め、 芸術・文化風土の醸成に努めていく必要があります。





(1) 文化財の保護・保存

- ①文化財の調査と指定の促進に努めるとともに、指定文化財については引き続き保護と保存調査の促進を図ります。
- ②伝統芸能、行事などの無形文化財について、保存・伝承や後継者の育成を図ります。

(2) 郷土の歴史と生活文化に親しむ活動の推進

わくわく西の城の民俗資料展示コーナーの充実を図り、町民が 郷土の歴史や文化についてふれる機会を提供します。

(3) 全町的な芸術・文化活動の推進

- ①神崎ふれあいプラザを活動拠点施設として、町民を中心とした参画型の学習活動を展開し、町民の関心が持てる魅力的な自主文化事業の創出に努めます。
- ②文化祭のみに限らない創作活動成果の発表機会の拡充を図り、 本町の芸術・文化風土が全町的に広がるよう努めます。
- ③演劇・演舞公演、音楽会、美術展など優れた芸術・文化を鑑賞する機会の拡充に努め、町民の芸術・文化に対する関心と 理解が深まるよう努めます。

(4) 芸術・文化団体の育成と指導者の確保

- ①自主的活動を支援し、各芸術・文化団体・サークルの育成・ 強化に努めます。
- ②多様化する住民ニーズに対応できるよう、芸術・文化活動の 指導者の育成・確保に努めます

(5) 広報活動の強化

各種芸術・文化団体等の活動内容、講演会などの各種予定について、町民の参加意欲が高まるよう広報活動の充実に努めます。

主要な事業

| 事 業 名 | 事業の概要 |
|---------|------------|
| 文化財保護事業 | 指定文化財の保護 |
| 文化祭の開催 | 芸能発表会や作品展示 |
| 文化ホール事業 | 各種イベントの開催 |

| 成果指標の名称 | 単位 | 平成21年度(実績) | 平成27年度(目標) |
|-----------------------------|----|------------|------------|
| 文化遺産の保存・活用の状況に 関する町民の満足度 | % | 17.1 | 19.0 |
| 優れた文化・芸術の鑑賞会の開 催数 | 回 | 1 | 2 |
| 文化芸術環境に関する町民の満 足度 | % | 26.9 | 29.0 |





4. 地域間交流・国際交流の推進

現状と課題

産業経済活動や文化活動を通じた民間レベルでの国内外の都市 との交流は、異文化や自己の視野を広めるのに、絶好の機会で す。また、グローバルな国際化の対応は、今後ますます重要性を 増しています。

しかし、本町の地域間交流は、国内はもちろん国外との交流も図られていません。町の活性化にも寄与することを踏まえ、他市町村等との相互交流活動を推進する必要があります。

特に、学校において、豊かな自然・地域に根ざした産業や今に伝わる伝統文化等の生活環境が異なる地域間の交流を行い、児童生徒が自分の生活する地域では経験できない様々な体験活動を実施する必要があります。児童生徒が異なった環境の地域に出かけ、農林漁業体験や自然体験等を行ったり、都市での生活を体験したりすることにより、多様な「人、もの、こと」とのかかわりを通して、豊かな人間性や社会性を育むことを検討していきます。

一方、国際交流を通じて、国際的な視野に立った人材育成や、教育研究活動の活性化を促していくことは、現在のグローバルな時代にあっては極めて重要なことといえます。しかし、町民各層の国際交流・国際協力への理解や交流活動への参加、外国の人々が地域社会の中で生活するための環境づくりは、まだ十分とはいえません。

今後、地域における国際化が進む中で、積極的な国際交流・国際協力活動等を推進する必要があります。

(1) 県内・県外の都市とのふれあい交流活動の推進

- ①生涯学習・文化活動の交流や県内外への移動研修活動等のふれ あい交流事業展開を図ります。
- ②児童生徒が農林漁業体験や都市部生活体験等を通じて、豊かな 自然や地域に根ざした産業、今に伝わる伝統文化等の生活環境 が異なる地域間の交流に努めます。

(2) 国際交流推進体制の整備と交流事業の推進

- ①学校、国際交流を生かした授業を進められるように、国際交流 推進体制の確立に努め、多様な分野における機会づくりに努め ます。
- ②人材育成基金をもとに、国際交流や海外研修などへの参加に対する助成を行い、国際化人材の育成に努めます。
- ③空港周辺対策事業など実施する関係機関等との連携によって、 小中学生の海外研修や英語会話教室等の開催を促進し、国際化 に対応する児童生徒の学習機会の拡大に努めます。
- ④交流事業や観光案内などの通訳ボランティアの活動推進づくり に努めます。

主要な事業

| 事 業 名 | 事業の概要 | | |
|--------------|----------------------|--|--|
| 人材育成事業 | 国際交流、海外研修等助成 | | |
| 英語指導助手雇用推進事業 | 小・中学校の英語指導のための雇用 | | |
| 英語教材整備事業 | 新学習指導要領の改訂による英語教材の整備 | | |

| 成果指標の名称 | 単位 | 平成21年度(実績) | 平成27年度(目標) |
|---------|----|------------|------------|
| 英語交流授業 | 回 | _ | 1 |





生涯安心の人にやさしい 健康・福祉のまちづくり

1. 健康づくりの推進と医療体制の充実

現状と課題

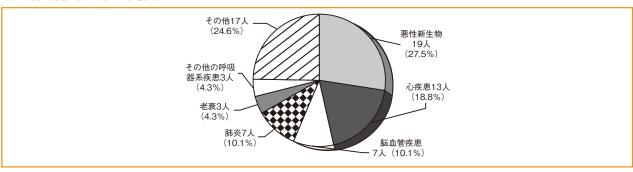
国民皆保険制度に基づく高水準の医療保険体制を実施し、平均寿命が延びる中、医療技術の進歩や、急激な高齢化などによる医療費の増加に対応するため、平成20年度より、40歳以上75歳未満の被保険者を対象として特定健康診査及び特定保健指導を実施しています。

この健康診査は、糖尿病をはじめとする生活習慣病に関する健康 診査ですが、生活習慣病は、早期発見・早期治療により発症や重 症化を防ぎ、生活習慣の改善によって予防することが可能であるた め、本町においても積極的な周知案内に努め、また保健推進員との 連携を強化し、啓発活動を進めていく必要があります。

一方、母子保健事業についても少子化対策の一環として、その活動の充実が強く望まれています。また、最近、若い女性の発症が多い子宮頸がんや乳幼児の細菌性髄膜炎を予防するワクチンの接種に関心が寄せられていますが、いずれも接種費用が高額なため、町から費用の助成をして接種の促進を図ることが求められています。

さらに、医療については、町民誰もが身近なところで適切な医療サービスを受けることができるように、地域医療体制の充実に努める必要があります。

■ 死因別死亡率の割合



資料:平成20年 千葉県衛生統計年表

(1)健康づくりに関する啓発活動・地域活動の充実

- ①健康づくりに関する広報活動の充実を図り、町民一人ひとりが自分や家族の健康に関心が持てるよう努めます。
- ②町民が健康に対する正しい知識を習得できるよう、健康教育・ 健康教室の充実に努めます。
- ③保健推進員の活動を支援するとともに、地域で健康づくり活動の中心になれる人材の育成に努めます。

(2) 特定健診・特定保健指導の推進

- ①各種健診(検診)については、受診の意義の啓発を図りながら、 町民のニーズに応じた受診しやすい体制を整え、受診率の向上 に努めます。
- ②生活習慣病及び各種疾病の早期発見を図るため、がん検診、 胸部検診、肝炎検診の受診勧奨及び内容の充実を図ります。
- ③国保の被保険者を対象とする特定健康診査については、メタボ リックシンドロームの該当者及び予備群を抽出し、保健師等が 行う特定保健指導につなげることで、生活習慣病を中心とした 疾病予防に努めます。

(3) 母子保健事業の推進

- ①保健師、栄養士による新生児・乳幼児・産婦の家庭訪問や保健 指導を充実させます。
- ②乳幼児とその保護者に対し、むし歯予防の知識の普及啓発活動を行います。
- ③健全な心身を培い、豊かな人間性を育む食育を推進します。
- ④子宮頸がんや細菌性髄膜炎等を予防するワクチンの接種費用を 助成します。

(4) 地域医療・救急医療体制の充実

①医師会や町外の医療機関と連携し、救急・休日・夜間を含めた 地域医療・救急医療体制の充実に努めます。



②感染症に対して、予防接種・広報等による予防に努め、感染症発症時は関係機関と連携し蔓延防止対策を進めます。

主要な事業

| 事 業 名 | 事業の概要 |
|-----------------|--|
| 健康増進事業 | がん検診 結核・肝炎ウイルス検診 健康相談 |
| 特定健康診査・特定保健指導事業 | 生活習慣病の予防 |
| 予防接種事業 | ポリオ、BCG、二種混合、三種混合麻しん・風 しん混合、日本脳炎、インフルエンザ、子宮頸が ん等 |
| 母子保健事業 | 母子手帳の交付 両親学級 乳幼児健診 |
| 妊婦健康診査支援事業 | 妊婦健康診査 |
| 保健推進員活動推進事業 | 乳幼児健診前訪問事業 町民まつりでの健康増進普及活動 |

| 成果指標の名称 | 単位 | 平成21年度(実績) | 平成27年度(目標) |
|-------------------------|----|------------|------------|
| 特定健診受診率 | % | 37.0 | 65.0 |
| 特定保健指導実施率 | % | 20.5 | 45.0 |
| 内臓脂肪症候群該当者及び予備群の 減少率 | % | _ | 10.0 |
| 各種がん健診受診率 | % | 各平均 18.5 | 5.0 アップ |
| 3歳児健診時、むし歯保有率 | % | 41.5 | 30.0以下 |

2. 地域福祉の充実

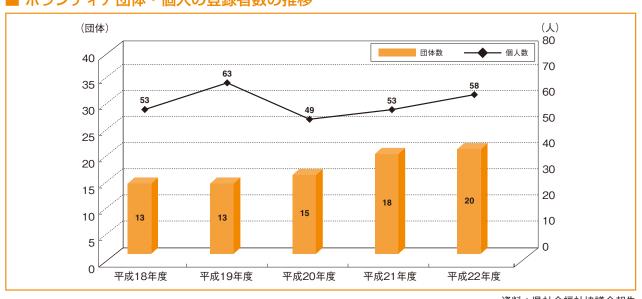
現状と課題

高齢者数の増加と少子化が相まって、本町の高齢化率も平成20年25.3%、平成21年26.2%、平成22年27.1%と増加しています。このような急速な高齢化に伴い、介護を必要とする高齢者数や認知高齢者数も急激に増加することが見込まれます。これらの人々は、住み慣れた地域で支え合い、助け合い、個人の尊厳を保ちながら、安心して生活できる地域社会づくりが求められています。

また、核家族世帯や高齢者世帯の増加等により家族内の支え合い「家族力」の低下や、地域の相互扶助機能「地域力」の低下が予想されます。

今後は、高齢者や障害者をはじめ、地域社会の誰もが住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、地域福祉に対する町民の意識を高めるとともに、社会福祉協議会、民生委員児童委員や福祉ボランティア団体等と連携して、地域ぐるみの福祉活動を支援していくことが必要です。

■ ボランティア団体・個人の登録者数の推移



資料:県社会福祉協議会報告



(1) 地域福祉活動の推進

- ①地域に密着した福祉活動の推進を図るため、町社会福祉協議会 の機能の充実強化を支援するとともに、地域福祉活動の拡充等 に対して、積極的に支援します。
- ②福祉情報の提供や福祉・保健に関する相談窓口の拡充、さらには民生委員児童委員との連携強化に努め、相談しやすい環境づくりを推進します。
- ③神崎町ボランティア連絡協議会の充実を図って、幅広い福祉ボランティア活動の推進に努めます。
- ④老人クラブと連携して各地域で支援を必要とする人(ひとり暮らしの高齢者・高齢者世帯等)の見守り活動を推進します。

(2) 福祉意識の高揚

- ①福祉に対する理解と意識の高揚を図るため、生涯学習活動や関係機関との連携のもと、研修会の開催や広報などによる啓発活動を推進します。
- ②地域における町民生活の問題解決を支援する体制を整備し、町 民による町民のための地域福祉の推進に努めます。

主要な事業

| 事 業 名 | 事業の概要 |
|----------------|---------------------|
| 神崎町社会福祉協議会助成事業 | 運営 移送サービス・配食サービス |

| 成果指標の名称 | 単位 | 平成21年度(実績) | 平成27年度(目標) |
|---------------|----|------------|------------|
| ボランティア登録数(団体) | 団体 | 18 | 25 |
| ボランティア登録数(個人) | 人 | 53 | 70 |

3. 高齢者支援の充実

現状と課題

急速な高齢化の進展に伴い、寝たきり、認知症等の要介護者が年々増加している今日、在宅福祉の重要性が叫ばれており、在宅生活を維持・継続していくため、訪問介護や通所介護等の居宅系介護サービスの充実に努めてきました。

また、家庭での介護ができなくなり施設への入所を希望される方々のために、特別養護老人ホーム整備の支援をしました。さらに町社会福祉協議会が日常生活で支援を必要とする高齢者に配食サービス事業や移送サービス事業を実施して、家庭の負担軽減に努めています。

今後ますます高齢化が進み、ひとり暮らしの高齢者が増えていくことが予想されることから、地域で孤立しがちな高齢者に対し、閉じこもりや孤独死を避けるためにも、見守り等の支援を行っていく必要があります。

また、介護保険制度改正により、高齢者が要介護・要支援状態になることを防ぐための地域支援事業の充実、認知症高齢者対策として地域密着型サービスのグループホームの整備などを重点的に進めていく必要があります。

一方、老人クラブ活動や生涯学習活動及び軽スポーツ等によって、高齢者の生きがい対策にも取り組んでいますが、高齢者ニーズの多様化等に対応して、今後一層の充実を図る必要があります。

また、これらの事業を効果的に展開し、総合的に提供できるよう、地域包括支援センター中心となって従事する保健師等の確保・育成を図ることが大きな課題となっています。



(1) 高齢者支援施策・事業の計画的推進

- ①各種施策・事業を計画的に進めていくために、高齢者対策推進の基本となる「高齢者福祉計画」を定期的に見直します。
- ②介護保険制度による事業推進の基本となる「介護保険事業計画」についても定期的に見直します。

(2) 高齢者の社会参加・生きがい対策の推進

- ①シルバー人材センターの運営を支援します。
- ②老人クラブ活動の充実を支援するとともに、高齢者の方々によるボランティアを活用し、地域社会への参加を促進します。
- ③神崎ふれあいプラザ、みなみふれあいセンター及びきたふれあいセンターの有効活用を図るとともに、高齢者のふれあいを目的とした会の育成を図ることにより、高齢者の身近なふれあい活動の場の確保・充実に努めます。

(3) 高齢者の健康の確保と介護予防の推進

- ①高齢者が身近な場で身体を鍛え、健康の保持に役立つグランドゴルフや軽スポーツ等の一層の振興を図るとともに、健康 づくり事業を今後とも継続して推進します。
- ②高齢者が要介護・要支援状態になるのを未然に防ぐために、 支援が必要な高齢者を的確に把握しながら、地域支援事業に よる介護予防の充実に努めます。

(4) 高齢者の相談・支援活動の充実と認知症対策の推進

- ①地域包括支援センターを中心に、在宅介護サービスに関する 相談体制の充実や高齢者虐待対策の取り組み、判断能力が十 分でない高齢者のための成年後見制度の周知や権利擁護事業 の推進等に努めます。
- ②地域密着型サービスの認知症対応型共同生活介護(グループホーム)等の整備充実については、本町を一つの生活圏域とし、今後施設整備を推進します。

(5) 在宅福祉サービスの充実

- ①ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯に緊急連絡網の確立等を図り、家庭への訪問等の見守り活動の充実に努めます。
- ②在宅福祉サービスについては、要介護高齢者や介護者の実態把握に努めるとともに、社会福祉協議会との連携強化や民間サービス産業の導入促進等を図って、各種サービス事業の充実に努めます。

(6) 介護保険事業の推進体制の充実

- ①介護保険事業の効果的推進を図るため、庁内体制の充実・連携 に努めます。
- ②事業推進のため、町内の支援事業所等との連携体制の充実に努めます。
- ③介護保険制度に関する町民啓発活動の充実や相談体制の充実に 努めます。

主要な事業

| 事 業 名 | 事業の概要 |
|-------------|-----------------------|
| 老人クラブ活動推進事業 | 町老人クラブ活動・単位老人クラブ活動の支援 |
| 緊急通報体制整備事業 | 緊急通報システムの整備 |
| 介護保険事業 | 介護サービスの給付 |
| 地域支援事業 | 介護予防・相談・成年後見制度等 |
| 高齢者教室 | 高齢者の生きがいづくり |

| 成果指標の名称 | 単位 | 平成21年度(実績) | 平成27年度(目標) |
|---------------|----|------------|------------|
| 介護予防事業参加者数 | 人 | 43 | 65 |
| 地域密着型サービス事業所数 | か所 | 0 | 1 |



4. 障害者支援の充実

現状と課題

障害のある人も障害のない人もお互いが特別に区別されることなく、 同じように生活をしていることが本来の望ましい姿であるとする「ノー マライゼーション」の考え方が社会に普及しつつあります。

本町ではこれまで、障害者自立支援法に基づく障害福祉計画を策定し、障害の種類を超えたサービスの一元化や事業体系の再編を行い、障害のある人の地域生活における自立支援を基本とした各種の施策を推進してきました。

また、各種健診や乳児相談等を実施する中で、一人ひとりに応じた相談支援を継続的に行うことによって、疾病による障害の発生予防、早期発見に努めています。

本町における障害のある人の数は、身体障害、知的障害、精神障害ともに年々増加しています。さらに、障害のある人の高齢化や障害の重度化、介護者の高齢化が進み、多様化する福祉ニーズへのきめ細かな対応が求められています。

障害のある人の自助努力には限界があることから、障害のある人やその家族に対して地域全体が思いやりの心で接するような福祉意識の高揚を図りながら、障害の種別にかかわらず、その人に適したサービスを利用し地域社会で自立した生活を営めるよう、将来にわたって支援していく必要があります。

■ 障害者手帳等の交付状況

(単位:人)

| 区分 | | 身体障害者手帳所持者 | | | | | | 精神障害 | 自立支援 |
|-------|-----|------------|-------------------|-------------|-----------|------|----------|--------------------|-----------------|
| 年度 | 総数 | 視覚障害 | 聴覚・ 平衡機能 障害 | 音声・ 言語障害 | 肢体 不自由 | 内部障害 | 療育手帳 所持者 | 者保健福 祉手帳所 持者 | 医療(精神通院) 受給者 |
| 平成17年 | 203 | 16 | 15 | 0 | 124 | 48 | 21 | 11 | 45 |
| 平成18年 | 204 | 17 | 15 | 0 | 118 | 54 | 21 | 11 | 46 |
| 平成19年 | 209 | 17 | 14 | 0 | 120 | 58 | 24 | 11 | 46 |
| 平成20年 | 214 | 16 | 15 | 0 | 125 | 58 | 28 | 14 | 49 |
| 平成21年 | 220 | 16 | 15 | 0 | 125 | 64 | 29 | 13 | 53 |

資料:保健福祉課

(1)福祉サービスの充実

- ①社会福祉協議会や民間事業者、近隣市町などとの協力により、 ホームヘルプサービスやショートステイ、デイサービスなど 地域生活を支えるサービス基盤の整備に努めます。
- ②必要な情報提供や助言、サービスの利用支援のための相談支援体制の充実を図ります。

(2) 保健・医療サービスの充実

- ①保健所や医療機関との連携を強化し、障害の原因となる疾病の 発生予防や早期発見、早期治療に向けた適切なフォロー体制の 整備を図ります。
- ②療育体制の充実、精神保健に関する知識の啓発や相談体制の推進に努めます。

(3) 交流・社会参加の促進

障害のある人がより充実した社会生活を送るために、交流や社会参加を促進します。そのため、保育・教育、雇用・就労、生涯学習・スポーツなどの分野において、関係機関に対する障害への理解・啓発を推進するとともに、障害のある人が参加しやすい環境づくりの充実を図ります。

(4) 生活環境の整備

- ①障害の有無にかかわらず、すべての人が安全に安心して生活を し、社会参加ができるよう、移動手段の確保や公共施設・道路 等のバリアフリー化の推進など生活環境の整備を進めます。
- ②障害のある人や高齢者の安全に配慮した防災・防犯対策を進めます。

(5) 理解・啓発活動の推進

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、ともに地域で暮らす人々の障害に対する正しい理解や認識を深めるための啓発活動を推進します。障害のある人に対する正しい理解と配慮によって各種施策をより効果的なものとします。



主要な事業

| 事 業 名 | 事業の概要 |
|---------------------|------------------------------|
| 自立支援給付事業 | 障害者自立支援法に基づく自立支援給付を 実施 |
| 地域生活支援事業 | 障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業を実施 |
| 重度心身障害者医療費助成事業 | 重度心身障害者(児)の医療費の自己負担額を 助成 |
| 在宅重度知的障害者等福祉手当 支給事業 | 在宅重度知的障害者等に福祉手当を支給 |
| 障害者施設サービス利用支援事業 | 通所送迎サービス、グループホーム利用に対する補 助 |

| 成果指標の名称 | 単位 | 平成21年度(実績) | 平成27年度(目標) |
|-----------------------|----|------------|------------|
| 障害者支援体制に対する町民の 満足度 | % | 16.5 | 20.0 |





5. 社会保障等の充実

現状と課題

生活保護制度は、真に生活に困窮し自立困難な方々のための最低限度の生活を保障する最後のセーフティーネット(安全網)としての役割を果たしています。現在、本町における生活保護対象世帯は、年々増加傾向にあり、核家族化や高齢化の進展と雇用情勢の悪化等により被保護世帯の増加と生活保護に至らない生活困窮者への自立支援についても課題となると予想されることから、今後とも相談体制の充実、生活の向上を支援していく必要があります。

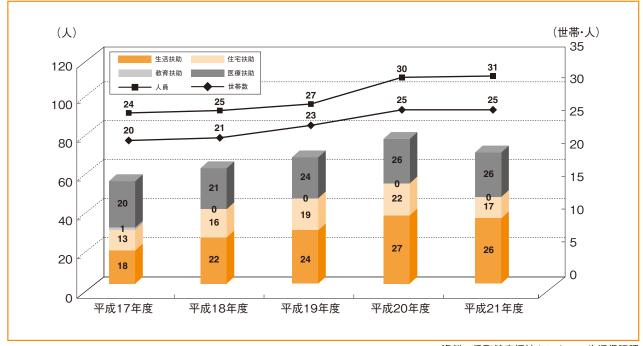
国民健康保険制度は、地域住民の医療の確保と健康づくりに大きな役割を果たしています。しかしながら、近年の急速な少子高齢化の進展及び医療技術の高度化に伴い、医療費は増嵩の一途をたどっており、また低所得者を多く抱えるといった構造的な要因や75歳以上の優良な納税者が、平成20年度から始まった後期高齢者医療制度に移行するなど、国保財政は極めて厳しい状況下におかれています。今後とも、医療費の適正化、収納率の向上対策及び特定健診事業の推進等により国保事業の安定化に務めていく必要があります。

また、75歳以上の高齢者医療については、平成20年度から新たな制度として千葉県後期高齢者医療広域連合が主体となり後期高齢者医療制度が始まりましたが、高齢化の進行に伴って高齢者の医療費が増加する中で、国民皆保険制度を堅持し、将来にわたって持続可能な医療制度とするため、現在高齢者のための新たな医療制度等の改革が進められています。

国民年金制度については、制度改正等により年金制度がわかりにくく、制度自体に対し不信感をもっている被保険者が多く、本町においても未加入・未納者が増加しています。制度の円滑な運営を図るためにも、制度等の啓発活動を行い、未納者等の解消に努めていく必要があります。



■ 生活保護の状況



資料: 香取健康福祉センター 生活保護課

主要な施策

(1) 低所得者福祉の充実

- ①民生委員等の協力の下、困窮または低所得者世帯の実態把握に 努め、生活保護制度の適正な運用に努めるとともに、被保護世 帯の社会的自立を促すための支援を行い、不正な受給の防止を 図ります。
- ②香取健康福祉センターとの連携を図って、相談指導体制の充実と民生委員活動の充実に努めます。
- ③社会福祉協議会やハローワークの協力を得て、低所得者の生活 の向上や自立を支援するための生活福祉資金貸付制度等の周知 に努めます。

(2) 国民健康保険事業の安定化

①診療報酬明細書の内容点検の充実・強化、適正受診に向けての被保険者に対する啓発等を実施し、医療費の適正化を推進します。

- ②滞納者の実態を把握し、早期に適切な措置を講じる等納税意識を啓発することにより、積極的な徴収活動に努め、保険税収入の確保を図ります。
- ③特定健康診査や特定保健指導を実施して、疾病の予防や病気等の早期発見に努めます。

(3) 国民年金制度の啓発・相談

- ①国民年金制度の正しい理解を促進するため、広報やパンフレットの配布等で周知徹底に努めます。
- ②加入時の納付勧奨、口座振替納付等のPR、各種免除制度の説明等を通して、制度の円滑な運営を支援します。
- ③新たに発足した日本年金機構との連携を密にし、迅速な事務処理に努めます。

主要な事業

| 事 業 名 | 事業の概要 |
|------------------------------|--|
| 国保事業充実強化推進運動 (新・国保3%推進運動) | 収納率の1%の向上 医療費適正化対策による1%の財源確保 保健事業の保険税1%の確保 |

| 成果指標の名称 | 単位 | 平成21年度(実績) | 平成27年度(目標) |
|------------------|----|------------|------------|
| 国民健康保険税徴収率 (現年度) | % | 91.3 | 92.0 |
| 年金納付率 | % | 58.0 | 65.0 |





安全で緑豊かな生活 環境づくり

1. 自然環境の保全と公園・緑地の整備

現状と課題

本町の地勢は概ね平坦で、南部は丘陵の起伏が多く、畑や山林が大半を占め、北部は利根川沿いに低地が開けています。自然と緑が豊かな環境であり、水辺を有した田園農村風景が広がっています。この美しい自然環境を維持し次代に残していくため、環境保全活動を推進してきました。しかし、山林や農地に隣接して住宅地が存在しており、近年では野焼きやごみの不法投棄など、様々な生活型の環境・公害問題が生じています。

また、環境美化の面では、町内一斉のゴミゼロ運動や各種団体のボランティア活動による清掃作業などにより成果を上げています。さらに、不法投棄を防止するため不法投棄監視員を委嘱し、町内全域において定期的な監視体制を実施しています。

こうした身近な環境・公害問題に加え、近年、地球温暖化対策が重要な問題となっています。そのため、町民に対しての資源再利用の促進や環境保全の意識啓発に努めるとともに、地域が一体となって人が住みやすく環境負荷の少ない社会づくりに取り組む必要があります。

また、町内の公園・緑地として、こうざき天の川公園、こうざき自然遊歩道及び下総神崎駅北口広場は、それぞれの特色を生かして、町民の方に広く利用されています。特に天の川公園では、四季を通じて有効に利用されています。また、首都圏自然歩道(関東ふれあいの道)が町内を通り、県の支援のもとトイレ、案内板、標識等の管理をしています。

町民が豊かな自然と水辺に親しみ、憩いとうるおいが得られるように、既存の公園、広場及び遊歩道を連携させながら、有効に利用できるように推進していく必要があります。

(1)環境保全活動の推進

- ①河川水、工業団地各企業排水及び飲用井戸水の水質検査を実施し、環境汚染や公害の発生の予防に努めます。
- ②各種ボランティア団体と町が協働して、環境美化活動を推進します。
- ③町民に対して、環境保全の意識啓発のためのPR活動に努めます。
- ④環境学習活動の推進や環境づくりに係る知識・情報の提供に 努めます。

(2) 公害防止対策の強化

公害防止条例に基づき、事業所等の公害防止指導に努めます。

(3) 地球温暖化防止対策の推進

- ①環境への負荷が少ない商品の優先的な購入に努めます。
- ②地球温暖化を防止するため、СО2の削減に努めます。
- ③地域新エネルギービジョンを策定し、事業化へ向けた検討を 進めます。
- ④街路照明設備に太陽光エネルギーの活用を進めます。

(4) 緑化の推進

- ①緑基金の有効活用により全町的な「花いっぱい運動」など緑事業を展開して、緑化思想の普及に努めます。
- ②町民参加による緑化事業の推進を図ります。

(5)公園の整備・管理

- ①天の川公園、こうざき自然遊歩道、首都圏自然歩道等の連携 を図りながら、町民が健康で楽しくふれあい交流できる場と して、計画的な整備に努めます。
- ②公園機能を一層有効に発揮させるため、町民参加を得ながら管理・運営に努めます。



主要な事業

| 事 業 名 | 事業の概要 |
|------------|---------------------------------|
| 河川水等水質検査事業 | 河川水等の水質検査を定期的に行い、汚染 状況の監視を実施 |
| 環境美化活動の推進 | ボランティア団体と町が協働で環境美化活動 を実施 |
| 環境意識の啓発活動 | 環境学習の実施や環境に関する情報の提供を 実施 |
| 公園の管理・運営 | 町民参加による天の川公園等の維持管理・運営 |

| 成果指標の名称 | 単位 | 平成21年度(実績) | 平成27年度(目標) |
|---------------------------|----|------------|------------|
| 環境保全の状況に関する町民の 満足度 | % | 18.5 | 30.0 |
| 天の川公園のイベント利用 | 人 | 1,000 | 2,000 |
| 新エネルギー導入の状況に関す る町民の満足度 | % | 3.6 | 10.0 |
| 公園・緑地の整備状況に関する 町民の満足度 | % | 24.2 | 35.0 |



2. 上水道・汚水処理施設の整備

現状と課題

汚水処理は、衛生的で快適な生活環境を実現するためには、欠かすことのできないものです。本町においては、合併処理浄化槽による汚水処理対策を促進しており、単独処理浄化槽及び汲み取り便所から合併処理浄化槽への転換に補助をしています。今後とも「神崎町汚水適正処理構想」に基づき、地域の実情に即した整備を推進し、より一層の水洗化の促進に取り組んでいくことが必要です。

水は、生命に不可欠な資源であり、いつでも安全で良質な水を安心して利用できる環境が求められています。本町の上水道の供給は、使用料金などのコスト面や地下水が豊富であるなどの理由から、井戸水への依存度が依然として高く、上水道の普及率は平成22年3月現在で74.4%にとどまっています。今後は、長期的に安心しておいしい水の供給が得られるよう、井戸水利用からの転換を図り、計画的な上水道施設整備を促進するとともに、上水道の普及・利用促進に努める必要があります。

また、水の安全性や震災時のライフラインの確保に向けて施設の耐震化並びに、配水管の布設替えを促進する必要があります。

■上水道給水の推移

| 区分 年度 | 給水区域内 人口(人) | 給水人口 (人) | 普及率 (%) | 年間給水量 (㎡) | 1 日最大 給水量(㎡) | 1 日平均 給水量(㎡) |
|----------|----------------|-------------|------------|--------------|-----------------|-----------------|
| 平成17年度 | 7,161 | 5,199 | 72.6 | 525,640 | 1,760 | 1,440 |
| 平成18年度 | 7,150 | 5,265 | 73.6 | 537,925 | 1,908 | 1,474 |
| 平成19年度 | 7,075 | 5,235 | 73.9 | 583,942 | 2,104 | 1,595 |
| 平成20年度 | 7,040 | 5,189 | 73.7 | 588,203 | 2,063 | 1,612 |
| 平成21年度 | 6,995 | 5,205 | 74.4 | 597,743 | 1,961 | 1,638 |



(1) 汚水処理施設の促進

- ①単独処理浄化槽及び汲み取り便所から合併処理浄化槽への転換 に対して、補助金を交付し設置を促進します。
- ②雨水、生活雑排水の放流先となっている道路排水路の整備を促進します。

(2) 上水道安定給水の確保

水道施設の計画的な整備、施策や工程を包括的に示すための「水道ビジョン」を策定し、管理・運営体制の充実を図りながら安全で良質な水の供給を目指します。

(3) 水道施設の整備

- ①神宿浄水場・古原浄水場施設の耐震診断結果を踏まえ、今後大規模な改修工事等を行っていく必要があり、今後の大規模地震等の災害リスクの回避並びに地域住民の生活に影響を及ぼすことがないよう施設の更新等に取り組みます。
- ②石綿管の更新については、老巧化が進み強度が著しく弱く漏水 などの原因の一因とされていることから、漏水防止や耐震化の 観点から早急に布設替工事を進めていきます。

主要な事業

| 事 業 名 | 事業の概要 |
|---------------|--------------------------------|
| 合併処理浄化槽設置促進事業 | 単独処理浄化槽及び汲み取り便所からの転換 に対して補助 |
| 石綿管更新事業 | 石綿管の布設替工事 |

| 成果指標の名称 | 単位 | 平成21年度(実績) | 平成27年度(目標) |
|---------------|----|------------|------------|
| 合併処理浄化槽への転換基数 | 基 | 2 | 4 |
| 有収率(水道) | % | 85.3 | 88.0 |
| 配水管耐震化率 | % | 1.95 | 5.0 |
| 給水普及率 | % | 74.4 | 80.0 |

3. 廃棄物の適正な処理とリサイクルの推進

現状と課題

本町のごみ処理量は、平成19年度以降概ね減少傾向にあります。 今後も人口の減少やリサイクル活動の促進により減少傾向にあると 思われます。処理は香取広域市町村圏事務組合が可燃、不燃及び粗 大ごみを処理しています。また、不燃及び粗大ごみについては、再 資源化を行っています。収集・運搬については、現在は町が業者に 委託し行っていますが、市町村合併よる周辺市町の構成が変わった ため、今後は香取広域市町村圏事務組合による収集・運搬、処理を 検討する必要があります。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に係る法律(容器包装リサイクル法)に係る神崎町分別収集計画を策定し、家庭から排出されるごみの内、60%を占めるといわれる容器包装廃棄物の分別収集に努めています。今後は3R運動(ごみの発生抑制・再利用・再生利用)を進めて一層のごみ減量化を図るとともに、ごみの分別を徹底することにより、資源の再利用を推進する必要があります。

不法投棄については、一般家庭からのテレビ・冷蔵庫等の家電の 投棄が近年は増加傾向にあります。特定家庭用機器再商品化法(家 電リサイクル法)に基づく適正なリサイクルを推進するとともに、 不法投棄防止の監視体制の強化を関係機関と連携して行う必要があ ります。

し尿については、合併処理浄化槽の設置を促進し、生活排水の適正処理を推進していきます。し尿処理は、香取広域市町村圏事務組合が行っていますが、今後は合併処理浄化槽による処理人口の増加に伴い、汚泥処理体制の充実が課題となっています。



(1) ごみの適正処理の推進

- ①ごみの排出量を削減し、ダイオキシン排出基準等に対応した適 正処理が進められるよう、広域的連携を図って処理施設や処分 場の整備・充実に努めます。
- ②ごみの排出動向に的確に対応するとともに、循環型社会へ向けてリサイクルを推進するため、3R運動についての啓発活動を強化するとともに、町民の協力体制の確立等を図って、収集・分別排出体制の充実に努めます。
- ③ごみの不法投棄の防止を図るため、不法投棄監視員、県及び警察 との連携強化により、迅速な監視・指導体制の充実に努めます。

(2) ごみの減量化、再資源化の推進

- ①生ごみ処理容器等購入設置者に補助金を交付し、生ごみの減量 化に努めます。
- ②再資源化物回収に協力した団体に奨励金を交付し、ごみの減量 化・再資源化に努めます。
- ③資源ごみの回収を推進し、ごみの再資源化・減量化を図ります。

主要な事業

| 事 業 名 | 事業の概要 |
|------------------|---------------------------------|
| 生ごみ処理容器等の購入補助事業 | 生ごみ処理容器等の購入者に対して、補助金を交付 |
| 再資源物リサイクル事業 | 資源物回収所を設置し、再生可能な資源を回収 |
| 再資源化物回収協力奨励金交付事業 | 再資源化物の回収を実施した団体に奨励金を交付 |
| 不法投棄監視員設置事業 | 不法投棄監視員を委嘱し、町内のパトロールを定期 的に実施 |

| 成果指標の名称 | 単位 | 平成21年度(実績) | 平成27年度(目標) |
|------------------------------|----|------------|------------|
| ごみ処理・リサイクル等の状況 に関する町民の満足度 | % | 36.6 | 50.0 |
| 生ごみ処理容器等の購入数 | 個 | 16 | 30 |
| 再生可能な資源のリサイクル量 | トン | 182 | 200 |

4. 消防・防災体制の充実と危険地区改修等の推進

現状と課題

過去5年間、本町では幸い大きな災害に見舞われることがありませんでしたが、近年の異常気象により局地的豪雨や竜巻など全国各地で被害が出ています。このため、本町においても防災マップをもとに現状に沿った神崎町地域防災計画の見直しを進め、各関係機関との情報共有及び連携の強化、災害時の協定の見直しが必要です。

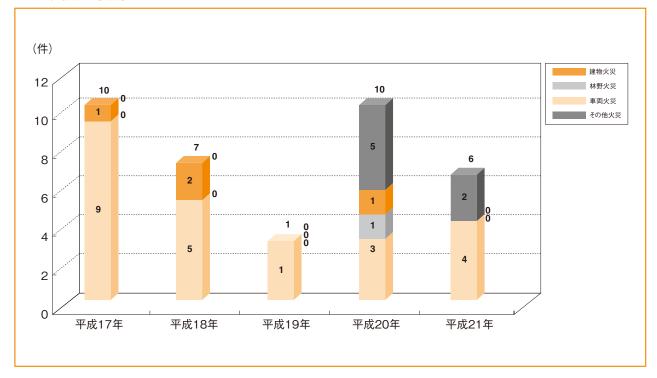
また、本町では北部に一級河川利根川があり、洪水時の浸水想定を含め、避難場所の周知徹底が必要です。さらに地域における障害のある人や高齢者など災害弱者把握のため、民生委員等の関係機関との情報共有が必要となっています。

消防体制は、平成18年3月の近隣市町村の合併に伴い、佐原市外五町消防組合は解散し、常備消防については成田市に委託し、非常備消防については町が管轄するというように大きく変わりました。神崎町消防団は2分団13部185名で組織しており、『わがまちを災害から守る』という使命感のもと、規律訓練等各種消防訓練を行い消防・防災に関する知識や技術を習得し活動を行っていますが、昨今、就業構造の変化、若年層の都市部への流出、地域の連携意識の希薄化等により、消防団を取りまく環境は大きく変化し、本町においても若年層消防団員の確保が大きな課題となっており、今後若年層の入団の一層の促進と時代に対応する組織作り・強化を図っていきます。

また、住宅火災による被害軽減を図るため、平成20年6月1日からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。平成22年3月の本町の調査では設置率が約30%となっており、今後、普及促進に努めていく必要があります。



■ 火災発生状況



主要な施策

(1)消防体制の充実

- ①成田市消防本部と連携して常備消防体制の充実を図るとともに迅速 な消火活動を図ります。
- ②消防団員の確保と組織の強化充実を図ります。
- ③小型動力ポンプ積載車等の計画的な更新をします。
- ④消防救急無線のデジタル化に伴い、小型動力ポンプ積載車の無線機 をデジタル化します。

(2) 火災予防意識の啓発

- ①春季及び秋季火災予防運動において防災無線での周知及びパレード等を行い、町民の火災予防意識の向上を図ります。
- ②消防団各部が地域住民の防火意識の高揚と火災発生の未然防止を 図るため歳末特別警戒を実施し火災予防に努めます。

(3) 住宅用火災警報器の普及促進

成田市消防本部と連携して、住宅用火災警報器の普及に努めます。

(4) 救急・救命体制の充実

- ①成田市消防本部と連携して、救急・救命体制の充実・高度化を 図ります。
- ②高齢者夫婦世帯やひとり暮らしの高齢者、要介護者など災害弱者 の増加に対応し、関係機関等との連携を強化し、緊急時の体制の 充実に努めます。
- ③一般町民を対象に心肺蘇生方法等の応急措置の指導を実施し、 救急・救命に対する町民意識の啓発と普及に努めます。

(5) 地域防災計画等の整備と防災意識の高揚

- ①地域防災計画及び国民保護計画について、必要に応じて適宜見直し、修正を実施します。
- ②災害を未然に防ぎ、被害を最小限とするため、日頃から町民の 防災意識の高揚を図るとともに、防災訓練、避難訓練の実施を 検討します。
- ③各種ハザードマップの周知活動や広報活動等に加え、社会教育 や学校教育とも連携した啓発活動を進めます。

(6) 防災基盤の整備・充実

- ①町内における危険箇所等の総点検と対応策を講じ、災害を未然 に防ぐ体制づくりを強化します。また、災害時における速やか な対応のために、消防防災体制の強化を推進するとともに、防 災用資機材等の充実を図ります。
- ②消防団の活性化を図り、災害時における連携・協力体制の強化を図ります。
- ③緊急時における迅速かつ正確な情報の伝達のために、防災行政 無線等の情報通信システムのデジタル化の推進、及び適切な運 用を図ります。
- ④大規模な盛土造成地における安全性確保ための調査や対策について検討します。

(7) 各地区ごとに災害に強い地域協力体制の確立促進

①各地区ごとに災害時の避難場所について周知徹底を図るとともに、消防団のない地域における自主防災組織の強化や災害に対応できる人材の育成を図ります。



②地域における障害のある人や高齢者など、災害弱者の状況把握に努めるとともに災害・緊急時に必要な情報が伝わるよう各自治会、民生委員、消防団、地域コミュニティ、及びボランティアなどの活動を通じて地域における協力体制の構築を目指します。

主要な事業

| 事 業 名 | 事業の概要 | | |
|------------------------|--------------------------------|--|--|
| 広報等PR事業 | 土砂災害防止月間等における災害防止のための PR活動 | | |
| 土砂災害地区別ハザードマップ作 成事業 | 指定個所における避難経路・避難場所を記した 詳細図作成 | | |
| 積載車無線機デジタル化事業 | 各部に配備されている積載車無線機のデジタル 化 | | |
| 消防車両等更新事業 | 計画的な小型動力ポンプ積載車等の更新 | | |

| 成果指標の名称 | 単位 | 平成21年度(実績) | 平成27年度(目標) |
|------------------|----|------------|------------|
| 避難経路・避難場所の認知率 | % | 52.2 | 60.0 |
| 住宅用火災警報器の普及率 | % | 30.0 | 60.0 |
| 防災体制に関する町民の満足度 | % | 15.5 | 21.0 |
| 安全パトロール巡回数 | | 12 | 18 |
| 消防救急体制に関する町民の満足度 | % | 23.9 | 35.0 |

5. 防犯活動・交通安全対策等の充実

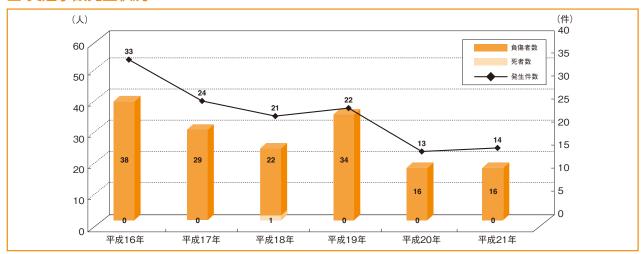
現状と課題

交通安全施設の整備、交通安全意識の高揚、防犯対策の充実・強化に関する施策については概ね達成していますが、千葉県では平成12年から10年連続で交通事故死者数が減少しているものの、平成20年中は197人の尊い命が失われました。また事故死者に占める高齢者の割合が44%と高率を占めています。本町においても交通事故発生件数は平成19年が22件、平成20年が13件、平成21年が14件と減少傾向にはなっていますが、香取警察署、香取交通安全協会神崎支部等と連携を図りながら「春・夏・秋・冬の交通安全運動」、「交通死亡事故ゼロを目指す日」等の日を定めて行う運動、さらに薄暮時街頭監視、交通安全教室等の各種運動を効果的に展開し、交通事故防止、交通安全意識の一層の向上を図っていく必要があります。

防犯については、関係機関・団体と連携を取りながら、防犯環境の整備、防犯活動の強化を図るとともに、防犯パトロール車の効率的活用を図って犯罪発生の抑制に努めていく必要があります。

また、複雑多岐にわたる消費者問題に対応するため、相談体制の 充実に努めるとともに、特に、高齢者を対象とした啓発活動の実施 や消費者団体の育成に努める必要があります。

■ 交通事故発生状況





(1) 交通安全意識の高揚

- ①春・夏・秋・冬の交通安全運動を中心に年間を通した交通事 故防止に努めます。
- ②保育所・小学校・老人クラブ等で交通安全教室を実施し交通 安全意識の向上に努めます。
- ③すべての座席でのシートベルト着用とチャイルドシートの正 しい着用の徹底及び飲酒運転の根絶に努めます。

(2) 交通安全施設の整備

- ①通学路等を重点に、歩道の整備を進めます。
- ②交差点等の危険箇所については、カーブミラー、ガードレール、 道路照明、視線誘導、速度抑制対策等交通安全施設の計画的な 整備を進めます。

(3) 防犯対策の充実・強化

防犯パトロール車の効率的活用による常時防犯活動を推進します。

(4) 学校における防犯対策の充実・強化

- ①学校、保護者、地域ボランティアや警察等関係機関等による 安全対策推進体制の整備を図ります。
- ②出入口の限定等の措置により、不審者の侵入防止を図ります。
- ③教室・職員室等の配置や警報ベル、通報システム等の施設設備の点検整備に努めます。
- ④教職員、保護者等による学校内外の巡回等対策を行います。
- ⑤スクールガードリーダーや防犯ボランティア、保護者等による登下校時のパトロール、こども110番の家等の拡大に努めます。
- ⑥不審者に対する安全教育の充実を図ります。

(5)消費者対策の推進

①消費者問題に関する相談体制の充実を図り、啓発活動や相談 活動を充実し、消費者の保護と被害の未然防止に努めます。

②特に高齢者を対象とした啓発活動の充実や消費者団体の育成に 努めます。

主要な事業

| 事 業 名 | 事業の概要 |
|-------------|---|
| 交通安全教室 | 町内保育所、小学校及び老人クラブを対象に交 通安全意識の向上のため教室を実施 |
| 街頭啓発事業 | 街頭において、ドライバー及び同乗者へ啓発物 資を配布 |
| 薄暮時街頭監視事業 | 薄暮時といわれる時間帯に街頭にてドライバー へ注意喚起 |
| 交通安全施設整備事業 | カーブミラー、ガードレール、区画線等の設置 |
| 地域安全マップ作成事業 | 地域ぐるみ総点検を行い、防犯上、危険個所の マップを作成 |

| 成果指標の名称 | 単位 | 平成21年度(実績) | 平成27年度(目標) |
|------------------|----|------------|------------|
| 町道の歩道総延長 | m | 8,120 | 9,000 |
| 防犯ボランティア登録数 | 人 | 52 | 70 |
| 防犯体制に関する町民の満足度 | % | 17.7 | 26.0 |
| 交通安全体制に関する町民の満足度 | % | 16.9 | 25.0 |







みんなの絆で取り組む 住民主導のまちづくり

1. 地域活動・コミュニティ活動の充実

現状と課題

本町では従来の集落単位で区が組織され、伝統的な祭りや行事などのコミュニティ活動が営まれています。また、新たに誕生した藤の台区では自治会が組織され、住民の交流を主体としたコミュニティ活動が展開されています。

さらには、これからの新しいまちづくりを進めるために、地域自らがコミュティ活動を通じて環境美化など地域の問題に主体性を持って取り組み、地域活動の活性化に努めています。

一方、町では地域からの要望に自治宝くじ助成事業制度を活用し、地域コミュニティ意識の醸成に努めてきましたが、今後もこれら助成制度を利用し、地域の自主性・主体的な体制づくりを支援していく必要があります。

また、地域活動の拠点となる地区集会施設は、指定管理者制度が 導入され、今後もこれら施設の維持管理を各地区が主体的に行って いくために支援が必要です。

■ 自治宝くじ助成事業の実績

| 年 度 | 事 業 内 容 | 助成地区 |
|--------|-------------|------|
| 平成18年度 | 祭礼用太鼓の整備 | 立野区 |
| 平成19年度 | 遊具の整備 | 郡区 |
| 平成20年度 | テント・会議用机の整備 | 神崎町 |
| 平成21年度 | 祭礼用備品の整備 | 高谷区 |
| 平成22年度 | 祭礼用神輿の修繕 | 本宿区 |

(1)地区を単位とした地域活動への支援

- ①地区を単位とした、自主的・主体的活動に対し、助成制度を活用して、地域活動を支援します。
- ②活動拠点となる地区集会施設についても地域の主体的な維持管理を支援します。

(2) 新しい時代のコミュニティづくりへの支援

コミュニティや住民自治に関する啓発・学習機会の拡充を進め、 町民のコミュニティ意識の高揚に努めるとともに、各種講座への 参加支援や人的支援の強化等を通じて、コミュニティリーダーの 育成に努めます。

主要な事業

| 事 業 名 | 事業の概要 | |
|------------------|--|--|
| コミュニティ助成事業 | 地域コミュニティ活動への事業助成 | |
| コミュニティセンター助成事業 | 地区集会施設の増改築事業等への助成 | |
| 町民まつり(なんじゃもんじゃいき | 地域振興と住民コミュニティの活性化 | |
| いきフェスティバル) | | |
| 地域リーダー育成事業 | 子ども会育成会活動や各種講座等での事業を通じ、 指導者・リーダーを育成 | |

| 成果指標の名称 | 単位 | 平成21年度(実績) | 平成27年度(目標) |
|-----------------------|----|------------|------------|
| 子ども会育成者の養成数 | 人 | 8 | 12 |
| コミュニティ活動の状況に関する町民の満足度 | % | 29.0 | 35.0 |



2. ボランティア活動・NPO活動の充実

現状と課題

本町では様々なボランティア活動が展開されていますが、近年行政だけでは対応しきれない課題が増加しており、福祉やまちおこしイベントへのボランティア活動にとどまらず、防災、環境、生涯学習など多様な分野でのボランティア活動が重要視されてきています。町民の意向を尊重した満足度の高いまちづくりを進めるため町民と行政との「協働のまちづくり」の充実が重要であり、町民のボランティア活動等に対する関心が一層高まっていくことが期待されます。さらに、様々な分野での活動を、社会福祉協議会と連携を図り、全町的なボランティア・まちづくり活動への一元化を確立し、人材の育成、情報収集、相談と幅広い対応への機能充実を推進していくことが必要です。

また、地域や社会をより良くするために活動する住民活動団体、いわゆるNPO活動推進の大切さが増しています。NPOの組織化や活動支援を図るとともに、様々な課題解決のために行政と連携・協働して事業に取り組んでいくことの重要性が増しており、こうした活動により、町民相互がともに支え合う地域風土の構築に努めることが大切です。



(1) ボランティア活動・NPO活動の促進支援

- ①(仮称)住民活動推進センターを設置し、各分野で進められている各種ボランティア活動・NPO活動等の組織化を図るとともに、各活動団体の具体的な活動内容等を把握し、住民ニーズに沿った情報提供と活動支援に努めます。
- ②これらの活動を通して、各団体と行政との協働によるまちづく り活動への参画拡充を促進していきます。

(2) ボランティア活動・NPO活動への加入促進支援

ボランティア活動・NPO活動等に対する関心や意識啓発のためのPR活動を展開し、幅広い世代の加入促進に努めます。

主要な事業

| 事 業 名 | 事業の概要 | |
|-------------------|------------------------|--|
| (仮称) 住民活動推進センター設置 | ボランティア活動・まちづくり活動の組織一元化 | |
| NPO活動支援 | NPO活動団体へ活動支援 | |

| 成果指標の名称 | 単位 | 平成21年度(実績) | 平成27年度(目標) |
|---------------------------------|----|------------|------------|
| ボランティア活動登録団体の数 (ボランティア協議会登録) | 団体 | 18 | 25 |
| NPO活動登録団体の数 (県認可登録) | 団体 | 1 | 5 |



3. 人権対策・男女共同参画の推進

現状と課題

最近、物質的な豊かさのみを追い求め、心の豊かさが大切にされない風潮、あるいは、他人への思いやりの心が薄れ、自己の権利のみを主張する傾向が見受けられます。また、私たちのまわりには、歴史的・社会的理由や性別、障害、国籍等の理由による偏見や差別がいまだに残っており、このような状況が様々な人権侵害を発生させる大きな要因の一つとなっています。

これまで本町では、平和で差別のない人権尊重の社会を築くため、相談事業や広報活動を行うとともに、学校教育を通じて差別をしない許さない児童・生徒の育成に取り組んできましたが、今後も長期的展望に立って取り組みを進めていく必要があります。

平成11年に男女共同参画社会基本法が施行され、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが着実に行われてきました。しかし依然として、男女の能力や偏見などで、職場の役割分担に差が生じている社会習慣が残っています。

本町では、各種審議会や委員会への女性委員の選任を積極的に 推進してきましたが、まだまだ女性の参画する機会が少ないため、 その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現が今後 の課題となっています。

また、農業が盛んな本町においては、農業施策の一つとしても男女共同参画の推進をしていく必要があります。後継者不足や担い手の高齢化、農産物価格の低迷での農業経営を改善する上でも女性の参画が必要であり、子育てしやすい環境づくりや女性ならではの農産物の加工品づくり・販売などを視野に入れた経営も必要になってくると考えます。そのために「家族経営協定」の締結を推進し、積極的に農業経営に女性が参加し、役割や約束を明確にする必要があります。

(1) 人権意識・平和意識の啓発活動の推進

- ①人権週間や町民祭など時期をとらえて人権問題、平和問題などの啓発活動の推進に努めます。
- ②学校では、PTAや専門部会等で、人権教育に対する教職員 や保護者の共通理解を図ります。

(2) 人権・平和教育の推進と相談体制の充実

- ①平和で人権が尊重される社会の実現を目指した人権教育・平和 教育の推進に努めます。
- ②人権擁護委員、民生委員児童委員と連携しながら、人権相談や DV(家庭内暴力)相談などの充実に努めます。
- ③保育所・学校・児童相談所等との連携により、いじめや幼児虐 待等の早期発見、問題解決等します。

(3) 男女共同参画の推進

- ①女性団体の活動支援と人材育成を図ります。
- ②学校教育、生涯教育活動等を通じて、男女共同参画意識の啓発・研修活動の拡充に努めます。
- ③各種審議会や委員会への女性委員の選任を積極的に推進します。

(4)農林水産業における男女のパートナーシップの確立

- ①農村の子育てと農業経営参画の面から男女の農業での役割や 責任等ルール化を図り、仕事と生活の調和を目指すワーク・ ライフ・バランスを充実させるための家族経営協定の締結の 促進を実施します。
- ②生産物の加工や販売につながる地域特産品の開発には女性ならではのアイデアが必要であるため女性団体グループの掘り起しから事業活動の支援を行います。



主要な事業

| 事 業 名 | 事業の概要 |
|------------|-------------|
| 町民(人権)相談 | 人権問題についての相談 |
| 人権教育啓発整備事業 | 啓発パンフレット作成 |

| 成果指標の名称 | 単位 | 平成21年度(実績) | 平成27年度(目標) |
|-----------------------------|----|------------|------------|
| 人権尊重のまちづくりの状況に 関する町民の満足度 | % | 13.7 | 15.0 |
| 男女共同参画の状況に関する町 民の満足度 | % | 14.9 | 16.4 |
| 女性の会の会員数 | 人 | 39 | 47 |
| 家族経営協定戸数 | 戸 | 5 | 10 |





協働のまちづくりと開かれた自治体経営

1. 協働のまちづくり体制の整備

現状と課題

地方自治体は、地方分権の進展により自主的なまちづくりが可能となる一方で、活力ある個性豊かな地域づくりを自らが選択し自ら責任を持つことが求められています。また、住民ニーズや生活様式の多様化・高度化が進み、行政だけできめ細かな公共サービスを提供することは、事務量的にも財政的にも限界が近づいている状況にあります。

近年、地域に愛着を持つ町民のまちづくりへの参加機会として、公募選出を加えた「まちづくりミーティング」を発足させ、情報を的確に公開し町民と行政とが一体となって、魅力あるまちづくりの具現化を推進していますが、より一層町民の意向を尊重した満足度の高いまちづくりを進めるため、要望に対応する受け身の行政から、情報を的確に公開し町民と行政とが共通の認識をもち一緒に考え、ともに行動する積極的な行政に転換していく「協働のまちづくり*」体制の確立が重要な課題となっています。

[※] 協働のまちづくりとは、地域社会を構成する多様な住民(地域住民、自治会など地縁型の組織、特定のテーマで活動するNPOボランティア、社会福祉法人などの公益法人、町内に事業所を持つ民間企業や商工団体・農業団体、町内の事業所・施設で働く人等)が、お互いに連携・協力し合うとともに、行政との協働関係を築きながら、地域の社会的課題の解決とまちづくりに取り組んでいく仕組みづくりと営み(プロセス)のこと。



(1)協働のまちづくりの指針・体制の確立

町民や住民団体及びボランティア団体等と行政・議会とが対等なパートナーシップを築けるよう、協働のまちづくり推進に関する総合的な指針・制度を検討し、町民参加による町政運営方策を明らかにするとともに、その実行・実現のための体制整備を図ります。さらには、町民と行政・議会がお互いに情報を共有することができるシステムや協働事業に参画する人材の育成システム等の構築を進めます。

(2) 住民参画の機会の拡充

- ①町民との意見交換の場を拡大し、より多くの意見聴取を行うため、パブリックコメントやタウンミーティング等の開催に努め、町民の声がまちづくりに反映するよう努めます。
- ②まちづくりミーティングを住民参加機会拡充のための先導的組織と位置づけ、公募選出者の増員や開催回数・内容の拡大など、更なる発展的な活動と充実を図ります。

主要な事業

| 事 業 名 | 事業の概要 |
|-----------------------|--|
| 協働のまちづくり指針・体制確立事業 | 町民と行政・議会による合同検討組織を設立して、協 働のまちづくりの指針・制度・体制の確立のための活 動の実施 |
| 協働のまちづくり人材育成・啓発 事業 | 協働のまちづくりのための町民及び職員の合同研修会 の実施等の人材育成事業と住民との連携強化を図る啓 発活動の実施 |

| 成果指標の名称 | 単位 | 平成21年度(実績) | 平成27年度(目標) |
|------------------------------------|----|------------|------------|
| 明るいまちづくりへの声 (情報提供としての広報広聴活動の実施) | 回 | 4 | 6 |
| 住民参画・協働の状況に関する 町民の満足度 | % | 18.0 | 30.0 |

2. 情報公開と広報広聴の充実

現状と課題

住民参加のまちづくりには、行政からの情報を的確に公開・提供し、まちづくりの現状や課題等について、行政と町民が共通の認識を持てるようにするとともに、町民からの行政に対する要望・意見を的確に把握して、行政運営に反映していくことが必要です。

町民への広報活動としては「広報こうざき」や「議会だより」があり、町民に親しまれる紙面づくりを心がけながら、情報提供に努めてきました。今後も町民にわかりやすく、また町民の関心を高めるような紙面づくりに努めていく必要があります。

また、情報をいち早く提供する手段としては、町ホームページの活用が効果的です。これからも掲載内容を常に更新しながら情報提供の充実に努め、さらには、町民の声を聴く媒体としての活用が必要となってきています。

行政へ町民の意見を反映させるために、「明るいまちづくりへの 声」などの広聴活動を行っています。また、各種の審議会や委員 会においても、幅広く町民の参画を得ながら、行政計画の策定と 施策の執行に努めています。

今後とも、広報広聴活動をさらに充実して、町民参加のまちづくりを推進する必要があります。





(1) 広報・広聴活動の充実

- ①町民の行政への関心と参画意識を高めるため、広報紙の掲載内 容の充実に努めます。
- ②町ホームページを活用して、最新の情報を迅速に提供できるように努めます。
- ③「明るいまちづくりへの声」等による町民の意見や提案などが、 町政に的確に反映するように努めます。
- ④要望に応じ地区座談会の開催を検討していきます。

(2) 個人情報の保護と情報公開の推進

①町が保有する個人情報の重要性を認識し、個人の権利利益を保護するため、情報の適正な管理をするとともに、情報公開制度の周知に努めます。

主要な事業

| 事 業 名 | 事業の概要 | |
|-----------|-----------------------|--|
| 広報事業 | 広報紙発行による情報公開 | |
| 町ホームページ事業 | インターネット町ホームページによる情報公開 | |

| 成果指標の名称 | 単位 | 平成21年度(実績) | 平成27年度(目標) |
|------------------------------|----|------------|------------|
| 町ホームページ閲覧アクセス件数 (年間) | 件 | 29,800 | 35,000 |
| 広報・広聴活動の状況に関する 町民の満足度 | % | 32.5 | 40.0 |
| 情報公開・個人情報保護の状況 に関する町民の満足度 | % | 16.7 | 25.0 |

3. 開かれた自治体経営の推進

現状と課題

本町の財政状況は、歳入の約3割を占める町税収入が、長引く 景気低迷の影響から伸びは期待できず、歳入の多くを地方交付税 等依存財源に頼った形態となっています。また歳出は、公債費の 償還が進み、わずかながら減少するものの、社会保障費や老朽化 が進む各施設の修繕費、圏央道(仮称)神崎IC周辺整備事業等 により、大幅な増加が見込まれることから、事務事業の見直しや 更なる経費削減努力が必要です。

各種財政指標においては危険度の目安となる値を下回っている ものの、財政規模の小さな町故に予断は許されない状況は変わら ないといえます。

今後は、自主財源確保に向けた施策の検討と、財政基盤の強化・ 健全化に向けた努力、スケールメリットのある広域行政サービス を展開するための取り組みが必要となっています。

なお、地方分権社会を迎え、基礎自治体としての市町村の役割は重要度を増す一方、厳しさを増す財政状況を考えると、市町村合併という選択肢は、引き続き検討していかなければならず、町民への十分な情報提供と意向の把握に努めながら、近隣自治体と連携協力を強めていく必要があります。





(1) 行政改革の推進

- ①行政改革大綱を見直し、健全で安定した行政運営に努めるとともに、徹底した歳出削減を行い、最少の経費で最大の効果が挙げられるよう、施策・事業を実施します。
- ②適正な職員数の管理に努めるとともに、行政組織や分掌事務を常に点検し、町民サービスの向上を図ります。
- ③指定管理者制度を活用した施設管理や事務事業の外部委託を 積極的に取り組みます。
- ④町民の満足度の観点から事務事業の見直しを図り、事務改善につなげるとともに、本総合計画の進行管理の一環として、 本町の実態に即した行政評価制度の導入を検討します。

(2) 地方分権に対応できる職員の養成と人事評価制度の導入

- ①職員の政策立案や政策法務などの能力を高めるため、研修に積極的に参加し、地方分権に対応できる職員を養成します。
- ②人事評価制度を導入し、成果を重視する仕事の進め方へ職員の意識改革を行うとともに、職員の能力開発を促進します。

(3) 健全財政の確立

- ①社会経済情勢を的確に把握し、長期的な展望に立った財政予測を行うとともに、事業の緊急性、必要性、優先度等の観点から重点化を図り、廃止可能なものは廃止し、新規施策・事業については、その必要財源を自ら確保するよう努めます。
- ②税の賦課に関する課税客体の正確な調査・把握等を行い、適正でかつ公平な課税に努めるとともに、収納率向上のため、納税組織の活用や口座振替制度の普及など収納体制を整備し、自主財源の確保に努めます。
- ③事業実施にあたっては、各種補助事業の有効活用や地方債の 計画的な運用を図ります。

(4) 広域行政の推進

- ①広域的な行政課題に対応するため、香取広域市町村圏事務組合等 による連携を強化し、幅広い分野で広域事業の推進に努めます。
- ②成田国際空港都市づくり推進会議など空港圏域による共同事業 については、情報共有を強化しながら実施について連携を図ります。
- ③本町及び周辺市町にまたがる事業の実施に際して、関係市町と 連携しながら、国・県に事業の推進について積極的に働きかけ ていきます。

(5) 市町村合併の検討

- ①合併特例法のもと、本町の将来のまちづくりを見据えての市町 村合併の方向性について検討します。
- ②市町村合併について、町民への十分な情報提供と町民の意向の 把握に努めます。

主要な事業

| 事 業 名 | 事業の概要 |
|---------|--------------------|
| 財政状況の公開 | 町広報誌やホームページを活用して広報 |

| 成果指標の名称 | 単位 | 平成21年度(実績) | 平成27年度(目標) |
|--------------------------|----|------------|------------|
| 町税の収納率(現年度分) | % | 97.7 | 99.0 |
| 行財政改革の推進状況に関する町民の 満足度 | % | 15.5 | 23.0 |